

景観配慮事項説明書 《 大規模広告物用（都市景観形成地区を除く） 》

計画名称(件名)			
連絡先(会社名)	(電話)	担当者	

表示設置者					設置場所	区 (用途地域) 地域		
概 要	種 類	縦(m)	横(m)	面数	面積 (㎡)	主な 表示内容	主な色彩	備考
	広告高さ(m)							
	合計							
項 目	誘導基準及びその他景観に配慮した事項							
基 本 事 項	・周辺の土地利用や設置される建築物などと調和のとれたデザイン、色彩、規模とする。							
色 彩	・表示面積の1/2を超えて高彩度(JIS Z8721に定める彩度で12以上を目途)の色を使用しない。							
構 造	☐ 地上広告	・地面への取付部については、構造上の工夫や緑化など景観上の配慮を行う。						
	☐ 屋上広告	・設置する建築物の上端と屋上広告の下端の隙間はできる限り空けない。						

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項(※ 事前相談後に記入してください。)

--

指摘事項への対応(※ 事前相談後に記入してください。)

--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(※1)用途地域・防火地域などについては、都市計画課窓口で販売している用途地域図又は、インターネットより名古屋市都市計画情報提供サービスから検索して記入してください。

計画名称(件名)	〇〇ショッピングセンター地上広告板設置工事		
連絡先(会社名)	株式会社丸八看板店 (電話) 052-972-2736	担当者	丸八 太郎

表示設置者	〇〇株式会社 代表取締役 名古屋 一郎				設置場所	〇 区 〇〇三丁目101番地 (用途地域) 近隣商業 地域		
概 要	種 類	縦(m)	横(m)	面数	面積 (㎡)	主な 表示内容	主な色彩	備考
	地上広告板	3.00	3.00	2	18.00	〇〇ショッピングセンター	青	内照式
		1.00	1.00	2	2.00	P	赤	内照式
	広告高さ(m)							
	12.00							
	合計				20.00			
項 目	誘導基準及びその他景観に配慮した事項							
基 本 事 項	・周辺の土地利用や設置される建築物などと調和のとれたデザイン、色彩、規模とする。 高さについては、周辺の広告板の高さと同程度とし、過度に高いものにならないように配慮した。デザインについては建築物との統一感に配慮した。							
色 彩	・表示面積の1/2を超えて高彩度(JIS Z8721に定める彩度で12以上を目途)の色を使用しない。 表示面積の過半が彩度12未満となるように配慮した。							
構 造	☒ 地上広告	・地面への取付部については、構造上の工夫や緑化など景観上の配慮を行う。 地面への取り付け部については、緑化を行い景観に配慮することとした。						
	☐ 屋上広告	・設置する建築物の上端と屋上広告の下端の隙間はできる限り空けない。						

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項(※ 事前相談後に記入してください。)

「〇〇ショッピングセンター」と「P」の字体はそろえると良い。

指摘事項への対応(※ 事前相談後に記入してください。)

指摘の通り字体をそろえた。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(※1) 用途地域・防火地域などについては、都市計画課窓口で販売している用途地域図又は、インターネットより名古屋市都市計画情報提供サービスから検索して記入してください。

計画名称（件名）			
行為地	区		
連絡先	会社・部署名		
	担当者		電話番号

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

高さ 基準 1	☐ 広告物の表示面の上端の高さは、大規模建築物の高さの最高限度以下とした。 標高 m 地盤高さ（東京湾平均海面（TP）からの高さ＋広告物の表示面の上端の高さ）	☐
色彩 基準 2	☐ 表示面積の1/2以上は彩度 8 以下 ⇒ 彩度8以下の部分 %	☐
	☐ 地色は明度9.0以下	☐
照明 基準 3	☐ 点滅する広告物、輝度に変化する広告物、表示に動きのある広告物、 高輝度の広告物は設置しない	☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☐
	☐ 有 （ ☐ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する ）	

天守閣からの距離、標高計算

天守閣展望室から一番近い地点の座標値を入力してください。 X座標値（ ） Y座標値（ ）				
天守閣展望室からの距離		L=	93549.29	m
該当する区域にチェックしてください				
☐	A区域の限度高さ(標高) H=	50 m		
☐	B区域の限度高さ(標高) H=	62 m		
☐	C区域の限度高さ(標高) H=	50 m	西之丸からの距離 L=	93732.55 m
☐	D区域の限度高さ(標高) H=	50 m	本丸からの距離 L=	93553.70 m

座標値は、国土地理院のホームページにて公開されている地図等により概略値を知ることが可能です。

座標値：「平面直角座標への換算」で検索 <https://vldb.gsi.go.jp/sokuchi/surveycalc/surveycalc/bl2xyf.html>

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

--

指摘事項への対応

--

計画名称（件名）	〇〇地上広告板設置工事		
行為地	西 区 城西〇丁目〇〇		
連絡先	会社・部署名	株式会社 丸八広告	
	担当者	丸八 次郎	電話番号 052-972-2736

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

高さ 基準 1	☑ 広告物の表示面の上端の高さは、大規模建築物の高さの最高限度以下とした。 標高 45 m 地盤高さ（東京湾平均海面（TP）からの高さ＋広告物の表示面の上端の高さ）	□
色彩 基準 2	☑ 表示面積の1/2以上は彩度 8 以下 ⇒ 彩度8以下の部分 30 %	□
	☑ 地色は明度9.0以下	□
照明 基準 3	☑	□

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	□ 無 ☑ 有 （ ☑ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する ）	□
----------------	--	---

天守閣からの距離、標高計算

天守閣展望室から一番近い地点の座標値を入力してください。 X座標値（ -90058 ） Y座標値（ -25100 ）					
天守閣展望室からの距離		L= 775.73 m			
該当する区域にチェックしてください					
□	A区域の限度高さ(標高) H=	50 m			
□	B区域の限度高さ(標高) H=	62 m			
☑	C区域の限度高さ(標高) H=	50 m	西之丸からの距離 L=	820.47	m
□	D区域の限度高さ(標高) H=	50 m	本丸からの距離 L=	883.50	m

座標値は、国土地理院のホームページにて公開されている地図等により概略値を知ることが可能です。

座標値：「平面直角座標への換算」で検索 <https://vldb.gsi.go.jp/sokuchi/surveycalc/surveycalc/bl2xyf.html>

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

--

指摘事項への対応

--

【共通事項】

【屋外広告物の種類ごと】

5

【屋外広告物の種類ごと（つづき）】

突出広告 基準44～47	久屋大通に面する突出広告 ☐ 無 ☐ 有		
	有の場合 基	☐ 突出幅は建築物の壁面から1m以下 ☐	
		☐ 下端の高さ ☐ 4.5m以上 ☐ 2.5m以上4.5m未満 $\Rightarrow$ 1つの表示面の表示面積 $m^2 \leq 1m^2$	☐
		☐ 一壁面には一列にまとめて設置 ☐	
地上広告 基準48～50	☐ 無 ☐ 有		
	有の場合 基	☐ 地上からの高さは10m以下 ☐	
		☐ 1つの側面の表示面積の合計は5㎡以下 ☐	
		☐ 久屋大通の道路境界線から0.5m以内の区域に設置しない (隣地境界から1m以内に設置するものを除く) ☐	
		久屋大通上空へ突出する場合 ☐ 下端の高さ4.5m以上 ☐	
置き看板 広告旗など 基準51	☐ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない ☐		

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☐
	☐ 有 (☐ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)	

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

--

指摘事項への対応

--

計画名称（件名）	栄三丁目ビルのテナント広告の新設		
行為地	中 区 栄三丁目〇〇－〇		
連絡先	会社・部署名	丸ハテサインオフィス 〇〇課	
	担当者	愛 知 広	電話番号 052-972-2734

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

【共通事項】 自家用広告物該当 基準30	☒ 該当 ☐ 非該当			☐	
久屋大通への突出 基準31	☒ 無 ☐ 有			☐	
高彩度色 (彩度12を超える色) 及び 蛍光色の使用 基準32	☐ 無 ☒ 有			☐	
	有の場合	色名	彩度	表示内容	
		赤	13.6	テナント名(〇〇家)	
表示面の上端が 地上10m以上の 広告物 基準33	☐ 無 ☒ 有			☐	
	有の場合	☒ 彩度14を超える色は使用しない		☐	
		いずれかをチェック	☒ 表示面積の2/3（約67％）以上は彩度10以下 ⇒ 彩度10以下の部分 81 %		☐
			☐ 表示面積の3/4（75％）以上は彩度12以下 ⇒ 彩度12以下の部分 _____ % ※図面上に彩度とその面積割合を記載してください		☐
照明・音響 基準36	☒ 点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物、音響を伴う広告物は設置しない			☐	

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準38～42	☐ 無 ☒ 有				
	有の場合 1 基	☒ 広告物の高さ 5.05 m		≤建築物の高さ 23 m × 1/3	☐
				≤広告物の横幅 3.2 m × 1.5	☐
		☒ 表示面に使用する色数は地色を含め4色以下		☐	
		☒ 骨組み、支柱などの構造体が目立たない		☐	
		☒ 屋上広告塔の上部、屋根面へは広告の表示をしない		☐	
壁面広告 基準43	☐ 無 ☒ 有				
	有の場合 1 枚	☒ (B) + (C) ≤ (A) × 1/10			☐
			東 面	面	面
		(A) 壁面積	280 m²	m ²	m ²
		(B) 既設の壁面広告	0 枚 0 m²	枚 m ²	枚 m ²
		(C) 新設の壁面広告	1 枚 1.5 m²	枚 m ²	枚 m ²

【屋外広告物の種類ごと（つづき）】

突出広告 基準44～47	久屋大通に面する突出広告 ☐ 無 ☒ 有			
	有の場合 1 基	☒ 突出幅は建築物の壁面から1m以下	☐	
		下端の高さ ☐ 4.5m以上 ☒ 2.5m以上4.5m未満 ⇒ 1つの表示面の表示面積 $0.8 \text{ m}^2 \leq 1 \text{ m}^2$	☐	
		☐ 一壁面には一列にまとめて設置	☐	
地上広告 基準48～50	☐ 無 ☒ 有			
	有の場合 1 基	☒ 地上からの高さは10m以下	☐	
		☒ 1つの側面の表示面積の合計は5㎡以下	☐	
		☒ 久屋大通の道路境界線から0.5m以内の区域に設置しない (隣地境界から1m以内に設置するものを除く)	☐	
		久屋大通上空へ突出する場合 ☐ 下端の高さ4.5m以上	☐	
置き看板 広告旗など 基準51	☒ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない			☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☐
	☒ 有 (☒ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)	

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

突出広告は既設の突出広告の文字幅と揃えるほうがバランスが良い。
壁面広告は文字の量を減らすよう指摘された。

指摘事項への対応

指摘とおり、突出広告は文字の幅をそろえた。
壁面広告も文字数を減らし、ビルの広告全体をイメージし、一つの広告が突出して目立たないようにした。

【共通事項】

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準20	☐ 無 ☐ 有	
	有の場合 基	☐ 建築物と一体性のあるデザインとした ☐
		☐ 広告物の表示面の高さ $m \leq 10m$ ☐
		☐ 広告物の高さ $m \leq$ 広告物の横幅 $m \times 2$ ☐
		☐ 骨組み、支柱などの構造体が目立たない ☐

【屋外広告物の種類ごと（つづき）】

壁面広告 基準21	☐ 無 ☐ 有				
	有の場合 枚	壁面積が			
		100㎡以上の場合 → ☐ (B) + (C) ≤ (A) × 1/10			☐
		100㎡未満の場合 → ☐ (B) + (C) ≤ 10㎡			
			面	面	面
		(A) 壁面積	㎡	㎡	㎡
		(B) 既設の壁面広告	枚	枚	枚
	(C) 新設の壁面広告 ※手続き対象部分	枚	枚	枚	
窓面の利用 ☐ 無 ☐ 有					
	有の場合	☐ 1・2階部分は街並みとの調和に配慮した			
☐ 3階以上は広告物を設置しない					
突出広告 基準22	広小路通に面して設置する突出広告 ☐ 無 ☐ 有				
	有の場合 基	☐ 1・2階部分は最小限とした			☐
		☐ 突出幅は建築物の壁面から1m以下			☐
		下端の高さ	1つの表示面の表示面積 ≤ 1㎡ ☐ 2.5m以上		☐
			1つの表示面の表示面積 > 1㎡		
			伏見通～久屋大通間 ☐ 6.0m以上 その他区間 ☐ 4.5m以上		
☐ 一壁面には一列にまとめて設置し、統一感のあるものとした			☐		
地上広告 基準23	☐ 無 ☐ 有				
	有の場合 基	☐ 地上からの高さは10m以下			☐
		☐ 1つの側面の表示面積の合計は10㎡以下			☐
		☐ 広小路通の道路境界線から1.5m以内の区域に設置しない			☐
		広小路通へ突出する場合			☐
		下端の高さ	1つの表示面の表示面積 ≤ 1㎡ ☐ 2.5m以上		
			1つの表示面の表示面積 > 1㎡		
伏見通～久屋大通間 ☐ 6.0m以上 その他区間 ☐ 4.5m以上					

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☐
	☐ 有 (☐ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)	

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

--

指摘事項への対応

--

計画名称（件名）	広小路〇〇ビルテナント広告の新設		
行為地	〇 区 栄三丁目〇〇-〇		
連絡先	会社・部署名	丸ハテサインオフィス 〇〇課	
	担当者	愛 知広	電話番号 052-972-2734

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

基本事項など	☑ にぎわいと品位を高めるデザインとし、街並みとの調和に配慮した			□
	☑ 広告物は集約化し、総量を抑制した			□
	☑ 地上部や低層部（1・2階）に広告を掲出する場合は、歩行者にとって居心地の良さが感じられるように工夫をした			□
	☑ 文字や図柄はバランスよく配置し、色数や文字の量に注意した			□
	□ 補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなどした			□
	□ 都市景観重要建築物などの周辺では、これとの調和に配慮した			□
高彩度色 （彩度12を超える色） 及び 蛍光色の使用 基準17-1	□ 無 ☑ 有 （ ☑ 蛍光色は使用しない ）			□
	有の場合	色名	彩度	表示内容
		赤	13.6	テナント名（〇〇家）
表示面の上端が 地上10m以上 又は 表示面積が15㎡を 超える広告物 基準17-2	□ 無 ☑ 有			
	有の場合 いずれかをチェック	☑ 彩度14を超える色は使用しない		□
		☑ 表示面積の1/2（50％）以上は彩度10以下 ⇒ 彩度10以下の部分 81 %		□
		□ 表示面積の2/3（約67％）以上は彩度12以下 ⇒ 彩度12以下の部分 %		
※図面上に彩度とその面積割合を記載してください				
照明 基準18	点滅する広告物、輝度が変わる広告物、表示に動きのある広告物			
	□ 無 ☑ 有			
	有の場合	☑ 速度を緩やかにした		□
電光表示装置等 基準19	□ 無 ☑ 有			
	有の場合	☑ 表示面積は30㎡以下		□
		☑ 音響を伴う電光表示装置は設置しない		□
		突出広告及びそれに類する形状の場合		
		☑ 表示面積は1㎡以下		□
		☑ 表示に動きのあるものや点滅を繰り返すものは設置しない		
☑ 名古屋市デジタルサイネージガイドラインの基準を遵守した				

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準20	□ 無 ☑ 有			
	有の場合 1 基	☑ 建築物と一体性のあるデザインとした		□
		☑ 広告物の表示面の高さ m ≤ 10m		
		☑ 広告物の高さ m ≤ 広告物の横幅 m × 2		□
		☑ 骨組み、支柱などの構造体が目立たない		□

【屋外広告物の種類ごと（つづき）】

壁面広告 基準21	☐ 無 ☒ 有					
	有の場合 1 枚	壁面積が				
		100㎡以上の場合 → ☐ (B) + (C) ≤ (A) × 1/10			☐	
		100㎡未満の場合 → ☐ (B) + (C) ≤ 10㎡				
			南	面	面	
		(A) 壁面積	280	㎡	㎡	
		(B) 既設の壁面広告	枚	㎡	枚	㎡
	(C) 新設の壁面広告 ※手続き対象部分	1 枚	1.5	㎡	枚	㎡
窓面の利用 ☐ 無 ☒ 有						
	有の場合	☒ 1・2 階部分は街並みとの調和に配慮した				
☒ 3 階以上には広告物を設置しない						
突出広告 基準22	広小路通に面して設置する突出広告 ☐ 無 ☒ 有					
	有の場合 1 基	☒ 1・2 階部分は最小限とした			☐	
		☒ 突出幅は建築物の壁面から1m以下			☐	
		下端の高さ	1 つの表示面の表示面積 ≤ 1㎡ ☐ 2.5m以上		☐	
			1 つの表示面の表示面積 > 1㎡			
			伏見通～久屋大通間 ☒ 6.0m以上 その他区間 ☐ 4.5m以上			
☒ 一壁面には一列にまとめて設置し、統一感のあるものとした			☐			
地上広告 基準23	☐ 無 ☒ 有					
	有の場合 1 基	☒ 地上からの高さは10m以下			☐	
		☒ 1つの側面の表示面積の合計は10㎡以下			☐	
		☒ 広小路通の道路境界線から1.5m以内の区域に設置しない			☐	
		広小路通へ突出する場合			☐	
		下端の高さ	1 つの表示面の表示面積 ≤ 1㎡ ☐ 2.5m以上			
	1 つの表示面の表示面積 > 1㎡ 伏見通～久屋大通間 ☒ 6.0m以上 その他区間 ☐ 4.5m以上					

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☐
	☒ 有 (☒ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)	

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

壁面広告は文字の量を減らすよう指摘あり。

指摘事項への対応

壁面広告も文字数を減らし、ビルに付く広告全体をイメージし一つの広告が突出して目立たないようバランスに配慮した。

計画名称（件名）			
行為地	区		
連絡先	会社・部署名		
	担当者		電話番号

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

基本事項など	☐ にぎわいと品位を高めるデザインとし、街並みとの調和に配慮した			☐
	☐ 広告物は集約化し、総量を抑制した			☐
	☐ 地上部や低層部（1・2階）に広告を掲出する場合は、歩行者にとって居心地の良さが感じられるように工夫をした			☐
	☐ 文字や図柄はバランスよく配置し、色数や文字の量に注意した			☐
	☐ 補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなどした			☐
高彩度色 （彩度12を超える色） 及び 蛍光色の使用 基準17-1	☐ 無 ☐ 有 （ ☐ 蛍光色は使用しない ）			☐
	有の場合	色名	彩度	表示内容
表示面の先端が 地上10m以上の 広告物 基準17-3	☐ 無 ☐ 有			
	有の場合	☐ 彩度14を超える色は使用しない		☐
		いずれかをチェック	☐ 表示面積の1/2（50％）以上は彩度10以下 ⇒ 彩度10以下の部分	%
			☐ 表示面積の2/3（約67％）以上は彩度12以下 ⇒ 彩度12以下の部分	%
			※図面上に彩度とその面積割合を記載してください	
照明 基準18	点滅する広告物、輝度が変わる広告物、表示に動きのある広告物			
	☐ 無 ☐ 有			
	有の場合	☐ 速度を緩やかにした		☐
電光表示装置等 基準19	☐ 無 ☐ 有			
	有の場合	☐ 表示面積は30㎡以下		☐
		☐ 音響を伴う電光表示装置は設置しない		☐
		☐ 突出広告及びそれに類する形状の電光表示装置は設置しない		☐
		☐ 名古屋市デジタルサイネージガイドラインの基準を遵守した		☐

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準20	☐ 無 ☐ 有				
	有の場合	☐ 建築物と一体性のあるデザインとした		☐	
		基	≤ 10m	☐	
			☐ 広告物の高さ m	≤ 建築物の高さ m × 1/2	☐
			≤ 広告物の横幅 m × 2	☐	
		☐ 骨組み、支柱などの構造体が目立たない			☐

【屋外広告物の種類ごと（つづき）】

壁面広告 基準21	☐ 無 ☐ 有							
	有の場合 枚	☐ (B) + (C) ≤ (A) × 1/10					☐	
				面	面	面		
		(A) 壁面積		m ²	m ²	m ²		
		(B) 既設の壁面広告	枚	m ²	枚	m ²	枚	m ²
		(C) 新設の壁面広告 ※手続き対象部分	枚	m ²	枚	m ²	枚	m ²
		窓面の利用 ☐ 無 ☐ 有						
有の場合	☐ 1・2階部分は街並みとの調和に配慮した							
	☐ 3階以上は広告物を設置しない							
突出広告 基準22	大津通に面して設置する突出広告 ☐ 無 ☐ 有							
	有の場合 基	☐ 1・2階部分は最小限とした					☐	
		☐ 突出幅は建築物の壁面から1m以下					☐	
		下端の高さ ☐ 6.0m以上（道路境界より外側）					☐	
		☐ 3.5m以上（表示面の横幅0.5m以下）						
		☐ 2.5m以上（敷地内及び表示面積0.3m ² 以下） ⇒ 1つの表示面の表示面積 m ²						
☐ 一壁面には一列にまとめて設置し、統一感のあるものとした					☐			
地上広告 基準23	☐ 無 ☐ 有							
	有の場合 基	☐ 地上からの高さは10m以下					☐	
		☐ 大津通の道路境界線から1.5m以内の区域に設置しない					☐	
		大津通への突出する場合					☐	
		下端の高さ ☐ 6.0m以上						
		☐ 3.5m以上（表示面の横幅0.5m以下） ☐ 2.5m以上（表示面積0.3m ² 以下） ⇒ 1つの表示面の表示面積 m ²						

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無 ☐ 有 （ ☐ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する ）	☐
----------------	---	--------------------------

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

--

指摘事項への対応

--

計画名称（件名）	（仮称）栄三丁目新築ビルのテナント広告の設置		
行為地	中 区 栄三丁目〇〇－〇		
連絡先	会社・部署名	丸ハテデザインオフィス	
	担当者	愛 知広	電話番号 052-972-2734

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

基本事項など	☑ にぎわいと品位を高めるデザインとし、街並みとの調和に配慮した			□
	☑ 広告物は集約化し、総量を抑制した			□
	☑ 地上部や低層部（1・2階）に広告を掲出する場合は、歩行者にとって居心地の良さが感じられるように工夫をした			□
	☑ 文字や図柄はバランスよく配置し、色数や文字の量に注意した			□
	☑ 補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなどした			□
高彩度色 （彩度12を超える色） 及び 蛍光色の使用 基準17-1	□ 無 ☑ 有 （ ☑ 蛍光色は使用しない ）			□
	有の場合	色名	彩度	表示内容
		赤	13.6	テナント名（〇〇家）
表示面の先端が 地上10m以上の 広告物 基準17-3	□ 無 ☑ 有			
	有の場合 いずれかをチェック	☑ 彩度14を超える色は使用しない		□
		☑ 表示面積の1/2（50％）以上は彩度10以下 ⇒ 彩度10以下の部分 81 %		□
		□ 表示面積の2/3（約67％）以上は彩度12以下 ⇒ 彩度12以下の部分 %		
※図面上に彩度とその面積割合を記載してください				
照明 基準18	点滅する広告物、輝度が変わる広告物、表示に動きのある広告物			
	□ 無 ☑ 有			
	有の場合	☑ 速度を緩やかにした		□
☑ 照明の方向及び照度などは十分に注意した				□
電光表示装置等 基準19	□ 無 ☑ 有			
	有の場合	☑ 表示面積は30㎡以下		□
		☑ 音響を伴う電光表示装置は設置しない		□
		☑ 突出広告及びそれに類する形状の電光表示装置は設置しない		□
		☑ 名古屋市デジタルサイネージガイドラインの基準を遵守した		□

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準20	□ 無 ☑ 有			
	有の場合 1 基	☑ 建築物と一体性のあるデザインとした		□
		☑ 広告物の高さ 5.5 m	≤ 10m	□
			≤ 建築物の高さ 23 m × 1/2	□
				≤ 広告物の横幅 3.2 m × 2
☑ 骨組み、支柱などの構造体が目立たない			□	

【屋外広告物の種類ごと（つづき）】

壁面広告 基準21	☐ 無 ☒ 有					
	有の場合 1 枚	☒ (B) + (C) ≤ (A) × 1/10				☐
			東 面		面	面
		(A) 壁面積	280 m ²		m ²	m ²
		(B) 既設の壁面広告	枚	m ²	枚	m ²
		(C) 新設の壁面広告 ※手続き対象部分	1 枚	1.5 m ²	枚	m ²
	窓面の利用 ☐ 無 ☒ 有					
有の場合	☒ 1・2 階部分は街並みとの調和に配慮した ☒ 3 階以上は広告物を設置しない					
突出広告 基準22	大津通に面して設置する突出広告 ☐ 無 ☒ 有					
	有の場合 1 基	☒ 1・2 階部分は最小限とした				☐
		☒ 突出幅は建築物の壁面から1m以下				☐
		下端の高さ ☐ 6.0m以上（道路境界より外側） ☒ 3.5m以上（表示面の横幅0.5m以下） ☐ 2.5m以上（敷地内及び表示面積0.3m ² 以下） ⇒ 1つの表示面の表示面積 1 m ²				☐
		☒ 一壁面には一列にまとめて設置し、統一感のあるものとした				☐
地上広告 基準23	☐ 無 ☒ 有					
	有の場合 1 基	☒ 地上からの高さは10m以下				☐
		☒ 大津通の道路境界線から1.5m以内の区域に設置しない				☐
		大津通への突出する場合 下端の高さ ☐ 6.0m以上 ☒ 3.5m以上（表示面の横幅0.5m以下） ☐ 2.5m以上（表示面積0.3m ² 以下） ⇒ 1つの表示面の表示面積 1 m ²				☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☒ 有 (☒ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)	☐
	☒		

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

壁面広告は文字の量を減らすよう指摘あり。

指摘事項への対応

壁面広告も文字数を減らし、ビルに付く広告全体をイメージし一つの広告が突出して目立たないようバランスに配慮した。

計画名称（件名）			
行為地	区		
連絡先	会社・部署名		
	担当者		電話番号

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

地上からの高さ	基準43	上端が地上から60mを	□ 超えない	□ 超える	□	
自家用広告物該当	基準44	□ 無	□ 有		□	
屋上広告 壁面広告 基準46	☐ 無 ☐ 有 （屋上広告 基 壁面広告 枚） ☐ (B) + (C) ≤ (A) × 1/10				□	
			面	面	面	
	(A) 壁面積		m ²	m ²	m ²	
	(B) 既設の 屋上 壁面 広告	枚	m ²	枚	m ²	枚
		枚	m ²	枚	m ²	枚
	(C) 新設の 屋上 壁面 広告	枚	m ²	枚	m ²	枚
		枚	m ²	枚	m ²	枚
高彩度色 （彩度12を 超える色） の使用 基準48	☐ 無 ☐ 有 （ ☐ 蛍光色は使用しない ）				□	
	有の場合	色名	彩度	表示内容		
表示面の 上端が 地上10m 以上 又は 表示面積が 15m ² を 超える 広告物 基準49	☐ 無 ☐ 有 （ ☐ 上端が地上10m以上 ☐ 表示面積15m ² 超～50m ² 以下 ☐ 表示面積50m ² 超）					
	有の場合	☐ 彩度14を超える色は使用しない			□	
		いずれか をチェック	☐ 表示面積の2/3（約67%）以上は彩度10以下 ⇒ 彩度10以下の部分 %		□	
			☐ 表示面積の3/4（75%）以上は彩度12以下 ⇒ 彩度12以下の部分 %			
			☐ 表示面積50m ² 超で色相R-Yの範囲の色彩がある場合 ☐ 表示面積の3/4（75%）以上は彩度10以下 ⇒ 彩度10以下の部分 % ※図面上に彩度とその面積割合を記載してください			
電光表示 装置 基準55～57	☐ 無 ☐ 有					
	有の場合	☐ 表示面積は50m ² 以下			□	
		☐ 音響を伴わない			□	
		☐ 突出広告及びそれに類する形状のものは設置しない			□	

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準58～62	☐ 無 ☐ 有		
	有の場合 基	☐ 広告物の高さ m ≤ 広告物の横 m × 1.5	☐
		☐ 骨組み、支柱などの構造体が目立たない	☐
		☐ 屋上広告塔の上部、屋根面へは広告の表示をしない	☐
突出広告 基準66～70	☐ 無 ☐ 有 (☐ 主要道路に面している)		
	有の場合 基	☐ 突出幅は建築物の壁面から1m以下	☐
		☐ 主要道路上空へ突き出さない	☐
		☐ 列状にまとめて設置	☐
		下端の高さ ☐ 6m以上 ☐ 2.5m以上6m未満 ⇒ 1つの表示面の表示面積 m ² ≤ 0.8m ² ⇒ 建築物の間口の中心から5m以内ごとに2基以内	☐
地上広告 基準71～75	☐ 無 ☐ 有		
	有の場合 基	☐ 地上からの高さは9m以下	☐
		☐ 主要道路の道路境界線から1.5m以内の区域に設置しない	☐
		☐ 主要道路上空へ突き出さない	☐
置き看板 広告旗など 基準53	☐ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない		☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無		☐
	☐ 有 (☐ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)		

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

--

指摘事項への対応

--

計画名称（件名）	名古屋〇〇ビルテナント広告の設置		
行為地	中村 区 栄三丁目〇〇－〇		
連絡先	会社・部署名	丸ハデザインオフィス	
	担当者	愛 知 広	電話番号 052-972-2734

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

地上からの高さ	基準43	上端が地上から60mを	☑ 超えない	□ 超える	□	
自家用広告物該当	基準44	□ 無	☑ 有		□	
屋上広告 壁面広告 基準46	☐ 無 ☒ 有 （屋上広告 1 基 壁面広告 1 枚） ☒ (B) + (C) ≤ (A) × 1/10					□
			東 面	南 面	面	
	(A) 壁面積		1260 m ²	1810 m ²	m ²	
	(B) 既設の	屋上 広告	枚 m ²	枚 m ²	枚 m ²	
		壁面 広告	枚 m ²	1 枚 13 m ²	枚 m ²	
	(C) 新設の	屋上 広告	1 枚 41 m ²	1 枚 53 m ²	枚 m ²	
		壁面 広告	枚 m ²	1 枚 34 m ²	枚 m ²	
高彩度色 （彩度12を 超える色） の使用 基準48	☐ 無 ☒ 有 （ ☒ 蛍光色は使用しない ）					□
	有の場合	色名	彩度	表示内容		
		赤	13.6	ビル名（〇〇〇ビル）		
表示面の 上端が 地上10m 以上 又は 表示面積が 15m ² を 超える 広告物 基準49	☐ 無 ☒ 有 （ ☒ 上端が地上10m以上 ☒ 表示面積15m ² 超～50m ² 以下 ☒ 表示面積50m ² 超）					
	有の場合	☒ 彩度14を超える色は使用しない				□
		いずれかを チェック	☒ 表示面積の2/3（約67％）以上は彩度10以下 ⇒ 彩度10以下の部分 81 %			□
			☐ 表示面積の3/4（75％）以上は彩度12以下 ⇒ 彩度12以下の部分 %			
			表示面積50m ² 超で色相R-Yの範囲の色彩がある場合 ☐ 表示面積の3/4（75％）以上は彩度10以下 ⇒ 彩度10以下の部分 %			
※図面上に彩度とその面積割合を記載してください						
電光表示 装置 基準55～57	☐ 無 ☒ 有					
	有の場合	☒ 表示面積は50m ² 以下				□
		☒ 音響を伴わない				□
		☒ 突出広告及びそれに類する形状のものは設置しない				□

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準58～62	☐ 無 ☒ 有		
	有の場合 1 基	☒ 広告物の高さ 5 m ≤ 広告物の横 10.6 m × 1.5	☐
		☒ 骨組み、支柱などの構造体が目立たない	☐
		☒ 屋上広告塔の上部、屋根面へは広告の表示をしない	☐
突出広告 基準66～70	☐ 無 ☒ 有 (☒ 主要道路に面している)		
	有の場合 1 基	☒ 突出幅は建築物の壁面から1m以下	☐
		☒ 主要道路上空へ突き出さない	☐
		☒ 列状にまとめて設置	☐
		下端の高さ ☐ 6m以上 ☒ 2.5m以上6m未満 ⇒ 1つの表示面の表示 0.6 m ² ≤ 0.8 m ² ⇒ ☒ 建築物の間口の中心から5m以内ごとに2基以内	☐
地上広告 基準71～75	☐ 無 ☒ 有		
	有の場合 1 基	☒ 地上からの高さは9m以下	☐
		☒ 主要道路の道路境界線から1.5m以内の区域に設置しない	☐
		☒ 主要道路上空へ突き出さない	☐
置き看板 広告旗など 基準53	☒ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない		☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	
	☒ 有 (☒ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)	☐

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

壁面広告は文字の量を減らすよう指摘あり。

指摘事項への対応

壁面広告も文字数を減らし、ビルに付く広告全体をイメージし一つの広告が突出して目立たないようバランスに配慮した。

計画名称（件名）			
行為地	区		
連絡先	会社・部署名		
	担当者		電話番号

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

地上からの高さ	基準43	上端が地上から60mを			☐ 超えない	☐ 超える	☐
屋上広告 壁面広告 基準46	☐ 無 ☐ 有 （屋上広告 基 壁面広告 枚）						☐
	☐ (B) + (C) ≤ (A) × 1/10						☐
			面	面	面	面	
	(A) 壁面積		m ²	m ²	m ²	m ²	
	(B) 既設の屋上壁面広告	枚	m ²	枚	m ²	枚	m ²
		枚	m ²	枚	m ²	枚	m ²
(C) 新設の屋上壁面広告	枚	m ²	枚	m ²	枚	m ²	
	枚	m ²	枚	m ²	枚	m ²	
高彩度色 （彩度12を 超える色） の使用 基準48	☐ 無 ☐ 有 （ ☐ 蛍光色は使用しない ）						☐
	有の場合	色名	彩度	表示内容			
表示面の 上端が 地上10m 以上 又は 表示面積が 15m ² を 超える 広告物 基準49	☐ 無 ☐ 有 （ ☐ 上端が地上10m以上 ☐ 表示面積15m ² 超～50m ² 以下 ☐ 表示面積50m ² 超 ）						
	有の場合	☐ 彩度14を超える色は使用しない					☐
		いずれかをチェック	☐ 表示面積の2/3（約67%）以上は彩度10以下 ⇒ 彩度10以下の部分				%
			☐ 表示面積の3/4（75%）以上は彩度12以下 ⇒ 彩度12以下の部分				%
			表示面積50m ² 超で色相R-Yの範囲の色彩がある場合				
			☐ 表示面積の3/4（75%）以上は彩度10以下 ⇒ 彩度10以下の部分				%
※図面上に彩度とその面積割合を記載してください							
電光表示 装置 基準55～57	☐ 無 ☐ 有						
	有の場合	☐ 表示面積は30m ² 以下					☐
		☐ 音響を伴わない					☐
		☐ 突出広告及びそれに類する形状のものは設置しない					☐

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準59～62	☐ 無 ☐ 有		
	有の場合 基	☐ 広告物の高さ m ≤ 広告物の横幅 m × 1.5	☐
		☐ 骨組み、支柱などの構造体が目立たない	☐
		☐ 屋上広告塔の上部、屋根面へは広告の表示をしない	☐
突出広告 基準66～70	☐ 無 ☐ 有 (☐ 主要道路に面している)		☐
	有の場合 基	☐ 突出幅は建築物の壁面から1m以下	☐
		☐ 主要道路上空へ突き出さない	☐
		☐ 列状にまとめて設置	☐
		☐ 下端の高さ ☐ 6m以上 ☐ 2.5m以上6m未満 ⇒ 1つの表示面の表示面積 m ² ≤ 0.8m ² ⇒ 建築物の間口の中心から5m以内ごとに2基以内	☐
地上広告 基準71～75	☐ 無 ☐ 有		
	有の場合 基	☐ 地上からの高さは9m以下	☐
		☐ 主要道路の道路境界線から0.5m以内の区域に設置しない (ただし、隣地境界線から1m以内を除く)	☐
		☐ 主要道路上空へ突き出さない	☐
置き看板 広告旗など 基準76	☐ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない		☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☐ 有 (☐ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)	☐

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

--

指摘事項への対応

--

計画名称（件名）	名古屋〇〇ビルテナント広告の設置		
行為地	中村 区 栄三丁目〇〇-〇		
連絡先	会社・部署名	丸ハデザインオフィス	
	担当者	愛 知 広	電話番号 052-972-2734

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

地上からの高さ	基準43	上端が地上から60mを	☑ 超えない	□ 超える	□
屋上広告 壁面広告 基準46	☐ 無 ☒ 有 （屋上広告 1 基 壁面広告 1 枚）				□
	☒ (B) + (C) ≤ (A) × 1/10				□
		東 面	南 面	面	
	(A) 壁面積	1260 m ²	1810 m ²	m ²	
	(B) 既設の屋上壁面広告	枚 m ²	枚 m ²	枚 m ²	
		枚 m ²	1 枚 13 m ²	枚 m ²	
	(C) 新設の屋上壁面広告	1 枚 41 m ²	1 枚 53 m ²	枚 m ²	
枚 m ²		1 枚 23 m ²	枚 m ²		
高彩度色 （彩度12を 超える色） の使用 基準48	☐ 無 ☒ 有 （ ☒ 蛍光色は使用しない ）				□
	有の場合	色名	彩度	表示内容	
		赤	13.6	ビル名（〇〇〇ビル）	
表示面の 上端が 地上10m 以上 又は 表示面積が 15m ² を 超える 広告物 基準49	☐ 無 ☒ 有 （ ☒ 上端が地上10m以上 ☒ 表示面積15m ² 超～50m ² 以下 ☒ 表示面積50m ² 超 ）				
	有の場合	☐ 彩度14を超える色は使用しない			□
		いずれかを チェック	☒ 表示面積の2/3（約67%）以上は彩度10以下 ⇒ 彩度10以下の部分		81 %
			☐ 表示面積の3/4（75%）以上は彩度12以下 ⇒ 彩度12以下の部分		%
			表示面積50m ² 超で色相R-Yの範囲の色彩がある場合		
			☐ 表示面積の3/4（75%）以上は彩度10以下 ⇒ 彩度10以下の部分		%
	※図面上に彩度とその面積割合を記載してください				
電光表示 装置 基準55～57	☐ 無 ☒ 有				
	有の場合	☒ 表示面積は30m ² 以下			□
		☒ 音響を伴わない			□
		☒ 突出広告及びそれに類する形状のものは設置しない			□

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準59～62	☐ 無 ☒ 有			
	有の場合 1基	☒ 広告物の高さ 5 m ≤ 広告物の横幅 10.6 m × 1.5	☐	
		☒ 骨組み、支柱などの構造体が目立たない	☐	
		☒ 屋上広告塔の上部、屋根面へは広告の表示をしない	☐	
突出広告 基準66～70	☐ 無 ☒ 有 (☒ 主要道路に面している)			☐
	有の場合 1基	☒ 突出幅は建築物の壁面から1m以下	☐	
		☒ 主要道路上空へ突き出さない	☐	
		☒ 列状にまとめて設置	☐	
		下端の高さ ☐ 6m以上 ☒ 2.5m以上6m未満 ⇒ 1つの表示面の表示面 0.6 m ² ≤ 0.8 m ² ⇒ ☒ 建築物の間口の中心から5m以内ごとに2基以内	☐	
地上広告 基準71～75	☐ 無 ☒ 有			
	有の場合 1基	☒ 地上からの高さは9m以下	☐	
		☒ 主要道路の道路境界線から0.5m以内の区域に設置しない (ただし、隣地境界線から1m以内を除く)	☐	
		☒ 主要道路上空へ突き出さない	☐	
置き看板 広告旗など 基準76	☒ 置き看板、立看板、広告旗(のぼり旗)は道路上に設置しない			☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無		☐
	☒ 有 (☒ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)		

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

壁面広告は文字の量を減らすよう指摘あり。

指摘事項への対応

壁面広告も文字数を減らし、ビルに付く広告全体をイメージし一つの広告が突出して目立たないようバランスに配慮した。

計画名称（件名）			
行為地	区		
連絡先	会社・部署名		
	担当者		電話番号

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

地上からの高さ	基準43	上端が地上から60mを	□ 超えない	□ 超える	□	
屋上広告 壁面広告 基準47	地上からの高さが7m以上の部分に屋上広告・壁面広告が				□	
	□ 無					
	□ 有 （屋上広告 基 壁面広告 枚）					
	□ (B) + (C) ≤ (A) × 1/10				□	
	↓ 地上からの高さが7m以上の部分					
	(A) 壁面積		面	面	面	
	(B) 既設の	屋上 壁面 広告	枚	枚	枚	
高彩度色 （彩度12を 超える色） の使用 基準48	□ 無 □ 有 （ □ 蛍光色は使用しない ）				□	
	有の場合	色名	彩度	表示内容		
表示面の 上端が 地上10m 以上 又は 表示面積が 15㎡を 超える 広告物 基準49	□ 無				□	
	□ 有 （ □ 上端が地上10m以上 □ 表示面積15㎡超～50㎡以下 □ 表示面積50㎡超）					
	有の場合	□ 彩度14を超える色は使用しない				□
		いずれか をチェック	□ 表示面積の2/3（約67%）以上は彩度10以下 ⇒ 彩度10以下の部分			%
			□ 表示面積の3/4（75%）以上は彩度12以下 ⇒ 彩度12以下の部分			%
			表示面積50㎡超で色相R-Yの範囲の色彩がある場合			
□ 表示面積の3/4（75%）以上は彩度10以下 ⇒ 彩度10以下の部分			%			
※図面上に彩度とその面積割合を記載してください						
電光表示 装置 基準55～57	□ 無 □ 有				□	
	有の場合	□ 表示面積は50㎡以下				
		□ 音響を伴わない				
		□ 突出広告及びそれに類する形状のものは設置しない				

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準59～62	☐ 無 ☐ 有		
	有の場合 基	☐ 広告物の高さ m ≤ 広告物の横幅 m × 1.5	☐
		☐ 骨組み、支柱などの構造体が目立たない	☐
		☐ 屋上広告塔の上部、屋根面へは広告の表示をしない	☐
突出広告 基準66～70	☐ 無 ☐ 有 (☐ 主要道路に面している)		☐
	有の場合 基	☐ 突出幅は建築物の壁面から1m以下	☐
		☐ 列状にまとめて設置	☐
		下端の高さ ☐ 6m以上 ☐ 2.5m以上6m未満 ⇒ 1つの表示面の表示面積 m ² ≤ 0.8m ² ⇒ 建築物の間口の中心から5m以内ごとに2基以内	☐
地上広告 基準71～75	☐ 無 ☐ 有		
	有の場合 基	☐ 地上からの高さは9m以下	☐
		☐ 主要道路の道路境界線から1.5m以内の区域に設置しない	☐
		主要道路に突出する場合 下端の高さ ☐ 6m以上 ☐ 2.5m以上6m未満 ⇒ 1つの表示面の表示面積 m ² ≤ 0.8m ²	☐
置き看板 広告旗など 基準76	☐ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない		☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	
	☐ 有 (☐ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)	☐

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

--

指摘事項への対応

--

計画名称（件名）	名古屋〇〇ビルテナント広告の設置		
行為地	中村 区 栄三丁目〇〇－〇		
連絡先	会社・部署名	丸ハデザインオフィス	
	担当者	愛 知 広	電話番号 052-972-2734

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

地上からの高さ	基準43	上端が地上から60mを		☒ 超えない	☐ 超える	☐	
屋上広告 壁面広告 基準47	地上からの高さが7m以上の部分に屋上広告・壁面広告が						
	☐ 無						
	☒ 有 （屋上広告 1 基 壁面広告 0 枚）						
	☒ (B) + (C) ≤ (A) × 1/10						
	↓ 地上からの高さが7m以上の部分						
	(A) 壁面積	東 面	南 面	面			
高彩度色 （彩度12を 超える色） の使用 基準48	☐ 無	☒ 有	（ ☒ 蛍光色は使用しない ）				☐
	有の場合	色名	彩度	表示内容			
		赤	13.6	ビル名（〇〇〇ビル）			
表示面の 上端が 地上10m 以上 又は 表示面積が 15㎡を 超える 広告物 基準49	☐ 無						
	☒ 有	（ ☒ 上端が地上10m以上 ☒ 表示面積15㎡超～50㎡以下 ☒ 表示面積50㎡超）					
	有の場合	☒ 彩度14を超える色は使用しない					☐
		いずれか をチェック	☒ 表示面積の2/3（約67%）以上は彩度10以下 ⇒ 彩度10以下の部分 81 %				☐
☐ 表示面積の3/4（75%）以上は彩度12以下 ⇒ 彩度12以下の部分 %							
		表示面積50㎡超で色相R-Yの範囲の色彩がある場合					
		☐ 表示面積の3/4（75%）以上は彩度10以下 ⇒ 彩度10以下の部分 %					
		※図面上に彩度とその面積割合を記載してください					
電光表示 装置 基準55～57	☐ 無	☒ 有					
	有の場合	☒ 表示面積は50㎡以下					☐
		☒ 音響を伴わない					☐
		☒ 突出広告及びそれに類する形状のものは設置しない					☐

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準59～62	☐ 無 ☒ 有			
	有の場合 1基	☒ 広告物の高さ 5 m ≤ 広告物の横幅 10.6 m × 1.5	☐	
		☒ 骨組み、支柱などの構造体が目立たない	☐	
		☒ 屋上広告塔の上部、屋根面へは広告の表示をしない	☐	
突出広告 基準66～70	☐ 無 ☒ 有 (☒ 主要道路に面している)			☐
	有の場合 1基	☒ 突出幅は建築物の壁面から1m以下	☐	
		☒ 列状にまとめて設置	☐	
		下端の高さ ☐ 6m以上 ☒ 2.5m以上6m未満 ⇒ 1つの表示面の表示面 0.6 m ² ≤ 0.8 m ² ⇒ ☒ 建築物の間口の中心から5m以内ごとに2基以内	☐	
地上広告 基準71～75	☐ 無 ☒ 有			
	有の場合 1基	☒ 地上からの高さは9m以下	☐	
		☒ 主要道路の道路境界線から1.5m以内の区域に設置しない	☐	
		主要道路に突出する場合 下端の高さ ☐ 6m以上 ☐ 2.5m以上6m未満 ⇒ 1つの表示面の表示面積 m ² ≤ 0.8 m ²	☐	
置き看板 広告旗など 基準76	☒ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない			☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無		☐
	☒ 有 (☒ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)		

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

壁面広告は文字の量を減らすよう指摘あり。

指摘事項への対応

壁面広告も文字数を減らし、ビルに付く広告全体をイメージし一つの広告が突出して目立たないようバランスに配慮した。

計画名称（件名）			
行為地	区		
連絡先	会社・部署名		
	担当者		電話番号

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

地上からの高さ	基準43	上端が地上から60mを □ 超えない □ 超える		□	
高彩度色 （彩度12を 超える色） の使用 基準48	□ 無 □ 有 （ □ 蛍光色は使用しない ）		□		
	有の場合	色名	彩度	表示内容	
表示面の上端が 地上10m以上 又は 表示面積が 30㎡を超える 広告物 基準50	□ 無 □ 有 （ □ 上端が地上10m以上 □ 表示面積30㎡超 ）				
	有の場合	□ 彩度14を超える色は使用しない		□	
		いずれかを チェック	□ 表示面積の1/2（50％）以上は彩度10以下 ⇒ 彩度10以下の部分	%	□
			□ 表示面積の2/3（約67％）以上は彩度12以下 ⇒ 彩度12以下の部分	%	
※図面上に彩度とその面積割合を記載してください					
電光表示 装置 基準55～57	□ 無 □ 有				
	有の場合	□ 表示面積は30㎡以下		□	
		□ 音響を伴わない		□	
		□ 突出広告及びそれに類する形状のものは設置しない		□	

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準59～62	□ 無 □ 有					
	有の場合 基	□ 広告物の高さ		≤ 広告物の横幅	m × 1.5	□
				m ≤ 建築物の高さ	m × 1/2	□
				≤ 10m		□
		□ 骨組み、支柱などの構造体が目立たない		□		
□ 屋上広告塔の上部、屋根面へは広告の表示をしない		□				
壁面広告 基準63	□ 無 □ 有					
	有の場合 枚	壁面積が				□
		100㎡以上の場合 → □ (B) + (C) ≤ (A) × 1/10				
		100㎡未満の場合 → □ (B) + (C) ≤ 10㎡				
			面	面	面	
		(A) 壁面積	㎡	㎡	㎡	
(B) 既設の壁面広告	枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡
(C) 新設の壁面広告	枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡

【屋外広告物の種類ごと(つづき)】

突出広告 基準66～70	☐ 無	☐ 有 (☐ 主要道路に面している)		
	有の場合 基	☐ 突出幅は建築物の壁面から1m以下		☐
		☐ 列状にまとめて設置		☐
		下端の高さ ☐ 4.5m以上 ☐ 2.5m以上4.5m未満 ⇒ 1つの表示面の表示面積 $m^2 \leq 0.8m^2$ ⇒ 建築物の間口の中心から5m以内ごとに2基以内		☐
地上広告 基準71～75	☐ 無	☐ 有		
	有の場合 基	☐ 地上からの高さは9m以下		☐
		☐ 主要道路の道路境界線から1.5m以内の区域に設置しない		☐
		主要道路に突出する場合 下端の高さ ☐ 4.5m以上 ☐ 2.5m以上4.5m未満 ⇒ 1つの表示面の表示面積 $m^2 \leq 0.8m^2$		☐
置き看板 広告旗など 基準76	☐ 置き看板、立看板、広告旗(のぼり旗)は道路上に設置しない			☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☐ 有 (☐ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)	☐
	☐		

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

--

指摘事項への対応

--

計画名称（件名）	名古屋〇〇ビルテナント広告の設置		
行為地	中村 区 栄三丁目〇〇－〇		
連絡先	会社・部署名	丸ハデザインオフィス	
	担当者	愛 知 広	電話番号 052-972-2734

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

地上からの高さ	基準43	上端が地上から60mを ☑ 超えない □ 超える		□	
高彩度色 （彩度12を 超える色） の使用 基準48	□ 無	☑ 有 （ ☑ 蛍光色は使用しない ）			□
	有の場合	色名	彩度	表示内容	
		赤	13.6	ビル名（〇〇〇ビル）	
表示面の上端が 地上10m以上 又は 表示面積が 30㎡を超える 広告物 基準50	□ 無	☑ 有 （ ☑ 上端が地上10m以上 □ 表示面積30㎡超 ）			
	有の場合	☑ 彩度14を超える色は使用しない			□
		いずれか をチェック	☑ 表示面積の1/2（50％）以上は彩度10以下 ⇒ 彩度10以下の部分		81 %
			□ 表示面積の2/3（約67％）以上は彩度12以下 ⇒ 彩度12以下の部分		%
			※図面上に彩度とその面積割合を記載してください		
電光表示 装置 基準55～57	□ 無	☑ 有			
	有の場合	☑ 表示面積は30㎡以下			□
		☑ 音響を伴わない			□
		☑ 突出広告及びそれに類する形状のものは設置しない			□

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準59～62	□ 無	☑ 有				
	有の場合 1 基	≦ 広告物の横幅		10.6 m×1.5	□	
		☑ 広告物の高さ	5 m	≦ 建築物の高さ	58 m×1/2	□
		≦ 10m			□	
		☑ 骨組み、支柱などの構造体が目立たない				□
☑ 屋上広告塔の上部、屋根面へは広告の表示をしない					□	
壁面広告 基準63	□ 無	☑ 有				
	有の場合 1 枚	壁面積が				
		100㎡以上の場合 → ☑ (B) + (C) ≦ (A) × 1/10				□
		100㎡未満の場合 → □ (B) + (C) ≦ 10㎡				
			南	面	面	面
		(A) 壁面積	1260 ㎡	㎡	㎡	
(B) 既設の壁面広告	1 枚	13 ㎡	枚	㎡	枚	㎡
(C) 新設の壁面広告	1 枚	23 ㎡	枚	㎡	枚	㎡

【屋外広告物の種類ごと(つづき)】

突出広告 基準66～70	☐ 無 ☒ 有 (☒ 主要道路に面している)		
	有の場合 1 基	☒ 突出幅は建築物の壁面から1m以下	☐
		☒ 列状にまとめて設置	☐
		下端の高さ ☐ 4.5m以上 ☒ 2.5m以上4.5m未満 ⇒ 1つの表示面の表示面 $0.6 \text{ m}^2 \leq 0.8 \text{ m}^2$ ⇒ ☒ 建築物の間口の中心から5m以内ごとに2基以内	
地上広告 基準71～75	☐ 無 ☒ 有		
	有の場合 1 基	☒ 地上からの高さは9m以下	☐
		☒ 主要道路の道路境界線から1.5m以内の区域に設置しない	☐
		主要道路に突出する場合 下端の高さ ☐ 4.5m以上 ☐ 2.5m以上4.5m未満 ⇒ 1つの表示面の表示面積 $\text{m}^2 \leq 0.8 \text{ m}^2$	
置き看板 広告旗など 基準76	☒ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない		☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	(☒ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)	☐
	☒ 有		

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

壁面広告は文字の量を減らすよう指摘あり。

指摘事項への対応

壁面広告も文字数を減らし、ビルに付く広告全体をイメージし一つの広告が突出して目立たないようバランスに配慮した。

計画名称（件名）			
行為地	区		
連絡先	会社・部署名		
	担当者		電話番号

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

地上からの高さ	基準43	上端が地上から60mを		☐ 超えない	☐ 超える	☐
屋上広告 壁面広告 基準47	地上からの高さが7m以上の部分に屋上広告・壁面広告が					
	☐ 無					☐
	☐ 有 （屋上広告 基 壁面広告 枚）					
	☐ (B) + (C) ≤ (A) × 1/10					☐
	↓ 地上からの高さが7m以上の部分					
	(A) 壁面積		面	面	面	m ²
(B) 既設の	屋上	枚	m ²	枚	m ²	枚
	壁面	枚	m ²	枚	m ²	枚
(C) 新設の	屋上	枚	m ²	枚	m ²	枚
	壁面	枚	m ²	枚	m ²	枚
高彩度色 （彩度12を 超える色） の使用 基準48	☐ 無 ☐ 有 （ ☐ 蛍光色は使用しない ）					☐
	有の場合	色名	彩度	表示内容		
表示面の 上端が 地上10m 以上 又は 表示面積が 30㎡を 超える 広告物 基準50	☐ 無					
	☐ 有 （ ☐ 上端が地上10m以上 ☐ 表示面積30㎡超 ）					
	有の場合	☐ 彩度14を超える色は使用しない				☐
		いずれか をチェック	☐ 表示面積の1/2（50%）以上は彩度10以下 ⇒ 彩度10以下の部分			%
			☐ 表示面積の2/3（約67%）以上は彩度12以下 ⇒ 彩度12以下の部分			%
※図面上に彩度とその面積割合を記載してください						
電光表示 装置 基準55～57	☐ 無 ☐ 有					
	有の場合	☐ 表示面積は50㎡以下				☐
		☐ 音響を伴わない				☐
		☐ 突出広告及びそれに類する形状のものは設置しない				☐

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準59～62	☐ 無 ☐ 有		
	有の場合 基	☐ 広告物の高さ m ≤ 広告物の横幅 m × 1.5	☐
		☐ 骨組み、支柱などの構造体が目立たない	☐
		☐ 屋上広告塔の上部、屋根面へは広告の表示をしない	☐
突出広告 基準66～70	☐ 無 ☐ 有 (☐ 主要道路に面している)		☐
	有の場合 基	☐ 突出幅は建築物の壁面から1m以下	☐
		☐ 列状にまとめて設置	☐
		下端の高さ ☐ 4.5m以上 ☐ 2.5m以上4.5m未満 ⇒ 1つの表示面の表示面積 m ² ≤ 0.8m ² ⇒ 建築物の間口の中心から5m以内ごとに2基以内	☐
地上広告 基準71～75	☐ 無 ☐ 有		
	有の場合 基	☐ 地上からの高さは9m以下	☐
		☐ 主要道路の道路境界線から0.5m以内の区域に設置しない (ただし、隣地境界線から1m以内を除く)	☐
		主要道路に突出する場合 下端の高さ ☐ 4.5m以上 ☐ 2.5m以上4.5m未満 ⇒ 1つの表示面の表示面積 m ² ≤ 0.8m ²	☐
置き看板 広告旗など 基準76	☐ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない		☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☐
	☐ 有 (☐ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)	

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

--

指摘事項への対応

--

計画名称（件名）	名古屋〇〇ビルテナント広告の設置		
行為地	中村 区 栄三丁目〇〇－〇		
連絡先	会社・部署名	丸ハデザインオフィス	
	担当者	愛 知 広	電話番号 052-972-2734

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

地上からの高さ	基準43	上端が地上から60mを	☒ 超えない	☐ 超える	☐
屋上広告 壁面広告 基準47	地上からの高さが7m以上の部分に屋上広告・壁面広告が				
	☐ 無				
	☒ 有 （屋上広告 1 基 壁面広告 1 枚）				
	☒ (B) + (C) ≤ (A) × 1/10				
	↓ 地上からの高さが7m以上の部分				
	(A) 壁面積	東 面	南 面	面	
	(B) 既設の屋上・壁面広告	枚 m ²	枚 m ²	枚 m ²	枚 m ²
(C) 新設の屋上・壁面広告	1 枚 41 m ²	1 枚 53 m ²	枚 m ²	枚 m ²	
高彩度色 （彩度12を 超える色） の使用 基準48	☐ 無 ☒ 有 （ ☒ 蛍光色は使用しない ）				
	有の場合	色名	彩度	表示内容	
		赤	13.6	ビル名（〇〇〇ビル）	
表示面の 上端が 地上10m 以上 又は 表示面積が 30㎡を 超える 広告物 基準50	☐ 無				
	☒ 有 （ ☒ 上端が地上10m以上 ☐ 表示面積30㎡超 ）				
	有の場合 いずれか をチェック	☒ 彩度14を超える色は使用しない			
		☒ 表示面積の1/2（50%）以上は彩度10以下 ⇒ 彩度10以下の部分 81 %			
		☐ 表示面積の2/3（約67%）以上は彩度12以下 ⇒ 彩度12以下の部分 %			
※図面上に彩度とその面積割合を記載してください					
電光表示 装置 基準55～57	☐ 無 ☒ 有				
	有の場合	☒ 表示面積は50㎡以下			
		☒ 音響を伴わない			
		☒ 突出広告及びそれに類する形状のものは設置しない			

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準59～62	☐ 無 ☒ 有		
	有の場合 1基	☒ 広告物の高さ 5 m ≤ 広告物の横幅 10.6 m × 1.5	☐
		☒ 骨組み、支柱などの構造体が目立たない	☐
		☒ 屋上広告塔の上部、屋根面へは広告の表示をしない	☐
突出広告 基準66～70	☐ 無 ☒ 有 (☒ 主要道路に面している)		☐
	有の場合 基	☒ 突出幅は建築物の壁面から1m以下	☐
		☒ 列状にまとめて設置	☐
		下端の高さ ☐ 4.5m以上 ☒ 2.5m以上4.5m未満 ⇒ 1つの表示面の表示面 0.6 m ² ≤ 0.8 m ² ⇒ ☒ 建築物の間口の中心から5m以内ごとに2基以内	☐
地上広告 基準71～75	☐ 無 ☒ 有		
	有の場合 1基	☒ 地上からの高さは9m以下	☐
		☒ 主要道路の道路境界線から0.5m以内の区域に設置しない (ただし、隣地境界線から1m以内を除く)	☐
		主要道路に突出する場合 下端の高さ ☐ 4.5m以上 ☐ 2.5m以上4.5m未満 ⇒ 1つの表示面の表示面積 m ² ≤ 0.8 m ²	☐
置き看板 広告旗など 基準76	☒ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない		☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	
	☒ 有 (☒ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)	☐

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

壁面広告は文字の量を減らすよう指摘あり。

指摘事項への対応

壁面広告も文字数を減らし、ビルに付く広告全体をイメージし一つの広告が突出して目立たないようバランスに配慮した。

計画名称（件名）			
行為地	区		
連絡先	会社・部署名		
	担当者		電話番号

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

自家用広告物該当 基準28	□ 該当 □ 非該当			□	
鮮やかな色 （彩度12を超える色） の使用 基準29	□ 無 □ 有				
	有の場合	色名	彩度	表示内容	
表示面の上端の高さが地上10m以上 又は 表示面積が10㎡を超える広告物 基準30	□ 無 □ 有				
	有の場合	□ 彩度14を超える色は使用しない			□
		□ 彩度12を超える色は地色に使用しない			□
		□ 表示面積の2/3（約67%）以上は彩度12以下 ⇒ 彩度12以下の部分 %			□
※図面上に彩度とその面積割合を記載してください					
照明・音響 基準33	□ 点滅する広告物、輝度に変化する広告物、音響を伴う広告物は設置しない				□
電光表示装置 基準35	□ 電光表示装置は設置しない				□

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準36～39	□ 無 □ 有						
	有の場合	□ 広告物の高さ ≤ 建築物の高さ m × 1/3			□		
		□ 広告物の横幅 ≤ 広告物の横幅 m × 1.5			□		
		□ 骨組み、支柱などの構造体が目立たない			□		
		□ 有る場合、1つの表示面の表示面積は5㎡以下で、下端の高さが5m以下			□		
壁面広告 基準40	□ 無 □ 有						
	有の場合	壁面積が					□
		100㎡以上の場合 → □ (B) + (C) ≤ (A) × 1/10					□
		100㎡未満の場合 → □ (B) + (C) ≤ 10㎡					□
			面	面	面	面	
		(A) 壁面積	㎡	㎡	㎡	㎡	
		(B) 既設の壁面広告 枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡
(C) 新設の壁面広告 枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡		

【屋外広告物の種類ごと（つづき）】

突出広告 基準42～48	山手グリーンロード又は一般国道153号に面するもの及び景観こみち地区に設置する 突出広告 ☐ 無 ☐ 有			
	有の場合 基	☐ 突出幅は建築物の壁面から1m以下	☐	
		☐ 1つの表示面の表示面積の合計は5㎡以下	☐	
		山手グリーンロード又は一般国道153号に面する場合		☐
		☐ 下端の高さ2.5m以上		
		景観こみち地区に設置する場合		☐
		☐ 道路上空に突き出さない	☐	
	☐ 上端の高さは、地上から20m以下	☐		
	☐ 一壁面には一列にまとめて設置 (☐ ただし書適用)		☐	
地上広告 基準49～51	☐ 無 ☐ 有			
	有の場合 基	☐ 地上からの高さは10m以下	☐	
		☐ 1つの側面の表示面積の合計は15㎡以下	☐	
		山手グリーンロード又は一般国道153号上空に突出する場合		☐
		☐ 下端の高さ2.5m以上		
	景観こみち地区に設置する場合		☐	
	☐ 道路上空に突き出さない		☐	
置き看板 広告旗など 基準53	☐ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない			☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☐ 有 (☐ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)	☐
	☐		

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

--

指摘事項への対応

--

計画名称（件名）	ハ事〇〇〇〇ビル 広告物の新設		
行為地	昭和 区 栄三丁目〇〇－〇		
連絡先	会社・部署名	丸ハデザインオフィス	
	担当者	愛 知広	電話番号 052-972-2734

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

自家用広告物該当	基準28	☑ 該当 □ 非該当		□	
鮮やかな色 （彩度12を超える色） の使用 基準29	□ 無 ☑ 有				
	有の場合	色名	彩度	表示内容	
		赤	13.6	テナント名（〇〇〇家）	
表示面の上端の高さが地上10m以上 又は 表示面積が10㎡を超える広告物 基準30	□ 無 ☑ 有				
	有の場合	☑ 彩度14を超える色は使用しない			□
		☑ 彩度12を超える色は地色に使用しない			□
		☑ 表示面積の2/3（約67%）以上は彩度12以下 ⇒ 彩度12以下の部分 81 %			□
		※図面上に彩度とその面積割合を記載してください			
照明・音響 基準33	☑ 点滅する広告物、輝度に変化する広告物、音響を伴う広告物は設置しない			□	
電光表示装置 基準35	☑ 電光表示装置は設置しない			□	

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準36～39	□ 無 ☑ 有				
	有の場合 1基	≤建築物の高さ 20.3 m × 1/3		□	
		☑ 広告物の高さ 4.3 m	≤広告物の横幅 5 m × 1.5		□
		≤9m		□	
		☑ 骨組み、支柱などの構造体が目立たない		□	
本山交差点及びハ事交差点の商業地域以外に設置する屋上広告が □ 有る場合、1つの表示面の表示面積は5㎡以下で、下端の高さが5m以下		□			
壁面広告 基準40	□ 無 ☑ 有				
	有の場合 1枚	壁面積が			□
		100㎡以上の場合 → ☑ (B) + (C) ≤ (A) × 1/10			□
		100㎡未満の場合 → □ (B) + (C) ≤ 10㎡			□
			西	面	面
		(A) 壁面積	174 ㎡	㎡	㎡
		(B) 既設の壁面広告 枚	㎡	枚	㎡
(C) 新設の壁面広告 1枚	13 ㎡	枚	㎡		

【屋外広告物の種類ごと（つづき）】

突出広告 基準42～48	山手グリーンロード又は一般国道153号に面するもの及び景観こみち地区に設置する 突出広告 ☐ 無 ☒ 有		
	有の場合 1 基	☒ 突出幅は建築物の壁面から1m以下	☐
		☒ 1つの表示面の表示面積の合計は5㎡以下	☐
		山手グリーンロード又は一般国道153号に面する場合	
		☒ 下端の高さ2.5m以上	☐
		景観こみち地区に設置する場合	
		☐ 道路上空に突き出さない	☐
地上広告 基準49～51	有の場合 1 基	☒ 上端の高さは、地上から20m以下	☐
		☒ 一壁面には一列にまとめて設置 (☐ ただし書適用)	☐
		☐ 無 ☒ 有	
		☐ 地上からの高さは10m以下	☐
		☒ 1つの側面の表示面積の合計は15㎡以下	☐
		山手グリーンロード又は一般国道153号上空に突出する場合	
置き看板 広告旗など 基準53		☐ 下端の高さ2.5m以上	☐
		景観こみち地区に設置する場合	
		☐ 道路上空に突き出さない	☐
☒ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない			☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☐
	☒ 有 (☒ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)	

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

壁面広告は文字の量を減らすよう指摘あり。

指摘事項への対応

壁面広告も文字数を減らし、ビルに付く広告全体をイメージし一つの広告が突出して目立たないようバランスに配慮した。

計画名称（件名）			
行為地	区		
連絡先	会社・部署名		
	担当者		電話番号

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

高彩度色 （彩度12を超える色） 及び 蛍光色の使用 基準33	☐ 無 ☐ 有		☐	
	有の場合	色名	彩度	表示内容
表示面の上端の 高さが地上10m以上 又は 表示面積が10㎡を超える広告物 基準34	☐ 無 ☐ 有			
	有の場合	☐ 彩度14を超える色は使用しない		☐
		☐ 彩度12を超える色は地色に使用しない		☐
		☐ 表示面積の2/3（約67%）以上は彩度12以下 ⇒ 彩度12以下の部分 %		☐
※図面上に彩度とその面積割合を記載してください				
照明・音響 基準37	☐ 点滅する広告物、輝度に変化する広告物、表示に動きのある広告物、音響を伴う広告物は設置しない			☐
電光表示装置 基準39	☐ 電光表示装置は設置しない			☐

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準40	☐ 設置しない （ ☐ ただし書適用）						☐	
壁面広告 基準41	☐ 無 ☐ 有							
	有の場合 枚	壁面積が						
		100㎡以上の場合 → ☐ (B) + (C) ≤ (A) × 1/10						☐
		100㎡未満の場合 → ☐ (B) + (C) ≤ 10㎡						☐
				面		面		
		(A) 壁面積		㎡		㎡	㎡	
	(B) 既設の壁面広告	枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡	
	(C) 新設の壁面広告	枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡	

【屋外広告物の種類ごと（つづき）】

突出広告 基準44～48	江川線に面して設置する突出広告 ☐ 無 ☐ 有（1つの表示面の表示面積 m ² ）	
	有の場合 基	☐ 突出幅は建築物の壁面から1m以下 ☐
		☐ 1つの表示面の表示面積は4m ² 以下 ☐
		☐ 下端の高さ4m以上 （ ☐ ただし書適用 ） ☐
		☐ 一壁面には一列にまとめて設置 （ ☐ ただし書適用 ） ☐
地上広告 基準50	☐ 無 ☐ 有 （地上広告の高さ m）	
	有の場合 基	江川線上空に突出する場合 ☐ 下端の高さ4m以上 （ ☐ ただし書適用 ） ☐
突出広告と 地上広告の 関係 基準43、49	江川線に面する突出広告と地上広告 ☐ 片方のみ設置 ☐ 両方設置	
	両方設置の 場合 いずれか をチェック	☐ 地上広告の高さ2.5m超8m以下 かつ 突出広告の表示面積 1m ² 以下 ☐ 地上広告の高さ2.5m以下 かつ 突出広告の表示面積 1m ² 超 4m ² 以下 ☐
置き看板 広告旗など 基準51	☐ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない ☐	

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☐
	☐ 有 （ ☐ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する ）	

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

--

指摘事項への対応

--

計画名称（件名）	港〇〇ビルテナント広告の設置		
行為地	港 区 名港一丁目〇〇－〇		
連絡先	会社・部署名	丸ハデザインオフィス	
	担当者	愛 知 広	電話番号 052-972-2734

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

高彩度色 （彩度12を超える色） 及び 蛍光色の使用 基準33	☐ 無 ☒ 有			☐
	有の場合	色名	彩度	表示内容
		赤	13.6	テナント名（〇〇屋）
表示面の上端の 高さが地上10m以上 又は 表示面積が10㎡を超える広告物 基準34	☐ 無 ☒ 有			☐
	有の場合	☒ 彩度14を超える色は使用しない		☐
		☒ 彩度12を超える色は地色に使用しない		☐
		☒ 表示面積の2/3（約67%）以上は彩度12以下 ⇒ 彩度12以下の部分 81 %		☐
※図面上に彩度とその面積割合を記載してください				
照明・音響 基準37	☒ 点滅する広告物、輝度が増減する広告物、表示に動きのある広告物、音響を伴う広告物は設置しない			☐
電光表示装置 基準39	☒ 電光表示装置は設置しない			☐

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準40	☐ 設置しない （ ☒ ただし書適用）				☐		
壁面広告 基準41	☐ 無 ☒ 有						
	有の場合 1 枚	壁面積が					
		100㎡以上の場合 → ☒ (B) + (C) ≤ (A) × 1/10				☐	
		100㎡未満の場合 → ☐ (B) + (C) ≤ 10㎡				☐	
			西	面	面	面	
		(A) 壁面積	174	㎡	㎡	㎡	
(B) 既設の壁面広告	枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡	
(C) 新設の壁面広告	1 枚	13	㎡	枚	㎡	枚	㎡

【屋外広告物の種類ごと（つづき）】

突出広告 基準44～48	江川線に面して設置する突出広告 ☐ 無 ☒ 有（1つの表示面の表示面積 0.8 m ² ）		
	有の場合 1 基	☒ 突出幅は建築物の壁面から1m以下	☐
		☒ 1つの表示面の表示面積は4m ² 以下	☐
		☐ 下端の高さ4m以上 （ ☒ ただし書適用）	☐
		☐ 一壁面には一列にまとめて設置 （ ☒ ただし書適用）	☐
地上広告 基準50	☒ 無 ☐ 有（地上広告の高さ m）		
	有の場合 基	江川線上空に突出する場合 ☐ 下端の高さ4m以上 （ ☐ ただし書適用）	☐
突出広告と 地上広告の 関係 基準43、49	江川線に面する突出広告と地上広告 ☐ 片方のみ設置 ☒ 両方設置		
	両方設置の 場合 いずれか をチェック	☒ 地上広告の高さ2.5m超8m以下 かつ 突出広告の表示面積 1m ² 以下 ☐ 地上広告の高さ2.5m以下 かつ 突出広告の表示面積 1m ² 超 4m ² 以下	☐
置き看板 広告旗など 基準51	☒ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない		
			☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☐
	☒ 有 （ ☒ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する ）	

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

壁面広告は文字の量を減らすよう指摘があった。

指摘事項への対応

壁面広告の文字数を減らし、建築物のイメージと調和するように配慮した。

計画名称（件名）			
行為地	区		
連絡先	会社・部署名		
	担当者		電話番号

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

高彩度色 (彩度12を超える色) の使用 基準36～37	□ 無 □ 有			□	
	有の場合	色名	彩度	表示内容	
□ 彩度14を超える色は使用しない				□	
照明など (電光表示装置を含む) 基準41	「点滅する広告物」、「輝度に変化する広告物」、「表示に動きのある広告物」など □ 無 □ 有				
	有の場合	□ 速度を緩やかなものとする			□
音響を伴う広告物 基準44	□ 音響を伴う広告物は設置しない				□

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準46	□ 無 □ 有						
	有の場合	基	□ 骨組み、支柱などの構造体が目立たない				□
壁面広告 基準47	有の場合	枚	□ 無 □ 有				□
			壁面積が				
			100㎡以上の場合 → または				
			□ (B) + (C) ≤ (A) × 1/10				
			□ (B) + (C) ≤ 30㎡				
			100㎡未満の場合 → □ (B) + (C) ≤ (A) × 3/10				
		面	面	面	面		
(A) 壁面積		㎡	㎡	㎡	㎡		
(B) 既設の壁面広告		枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡
(C) 新設の壁面広告		枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡
突出広告 基準49～51	□ 無 □ 有						
	有の場合	基	□ 突出幅は建築物の壁面から1m以下				□
			□ 列状にまとめて設置				□
			下端の高さ □ 4.5m以上				□
□ 2.5m以上4.5m未満							
⇒ 1つの表示面の表示面積				㎡ ≤ 1㎡			
置き看板 広告旗など 基準54	□ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない						□

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☐
	☐ 有 （ ☐ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する ）	

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

--

指摘事項への対応

--

計画名称（件名）	名古屋〇〇ビル テナント広告の設置		
行為地	千種区 区 内山三丁目〇〇－〇		
連絡先	会社・部署名	丸ハデザインオフィス	
	担当者	愛 知広	電話番号 052-972-2734

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

高彩度色 (彩度12を超える色) の使用 基準36～37	☐ 無 ☒ 有			☐	
	有の場合	色名	彩度	表示内容	
		赤	13.6	テナント名	
☒ 彩度14を超える色は使用しない				☐	
照明など (電光表示装置を含む) 基準41	「点滅する広告物」、「輝度に変化する広告物」、「表示に動きのある広告物」など ☒ 無 ☐ 有				
	有の場合	☐ 速度を緩やかなものとする			☐
音響を伴う広告物 基準44	☒ 音響を伴う広告物は設置しない				☐

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準46	☐ 無 ☒ 有				
	有の場合 1 基	☒ 骨組み、支柱などの構造体が目立たない			☐
壁面広告 基準47	有の場合 1 枚	壁面積が			☐
		100㎡以上の場合 $\square (B) + (C) \leq (A) \times 1/10$ → または ☒ $(B) + (C) \leq 30\text{㎡}$			
		100㎡未満の場合 $\square (B) + (C) \leq (A) \times 3/10$			
			北 面	面	面
		(A) 壁面積	167 ㎡	㎡	㎡
		(B) 既設の壁面広告	1 枚 5 ㎡	枚 ㎡	枚 ㎡
		(C) 新設の壁面広告	1 枚 21 ㎡	枚 ㎡	枚 ㎡
突出広告 基準49～51	有の場合 1 基	☐ 無 ☒ 有			
		☒ 突出幅は建築物の壁面から1m以下			☐
		☒ 列状にまとめて設置			☐
		下端の高さ ☐ 4.5m以上 ☒ 2.5m以上4.5m未満 ⇒ 1つの表示面の表示面積 $0.9 \text{ ㎡} \leq 1 \text{ ㎡}$			☐
置き看板 広告旗など 基準54	☒ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない				☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☐
	☒ 有 （ ☒ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する ）	

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

壁面広告の文字の量を減らすよう指摘があった。

指摘事項への対応

情報の整理を行い、壁面広告の内容を減らした。

計画名称（件名）			
行為地	区		
連絡先	会社・部署名		
	担当者		電話番号

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

高彩度色 (彩度12を超える色) の使用 基準36～37	☐ 無 ☐ 有			☐	
	有の場合	色名	彩度	表示内容	
☐ 彩度14を超える色は使用しない				☐	
照明など (電光表示装置を含む) 基準41	「点滅する広告物」、「輝度が増える広告物」、「表示に動きのある広告物」など ☐ 無 ☐ 有				
	有の場合	☐ 速度を緩やかなものとする			☐
音響を伴う広告物 基準44	☐ 音響を伴う広告物は設置しない				☐

【屋外広告物の種類ごと】

壁面広告 基準47	☐ 無 ☐ 有						
	有の場合 枚	壁面積が $\square (B) + (C) \leq (A) \times 1/10$ 100㎡以上の場合 → または $\square (B) + (C) \leq 30\text{㎡}$					☐
		100㎡未満の場合 → $\square (B) + (C) \leq (A) \times 3/10$					
			面	面	面	面	
		(A) 壁面積	㎡	㎡	㎡	㎡	
		(B) 既設の壁面広告	枚	㎡	枚	㎡	
		(C) 新設の壁面広告	枚	㎡	枚	㎡	
突出広告 基準49	☐ 無 ☐ 有						
	有の場合 基	☐ 突出幅は建築物の壁面から1m以下					☐
置き看板 広告旗など 基準54	☐ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない					☐	

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☐ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する	☐
	☐ 有		

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

指摘事項への対応

計画名称（件名）	名古屋〇〇ビル テナント広告の設置		
行為地	千種 区 内山三丁目〇〇－〇		
連絡先	会社・部署名	丸ハデザインオフィス	
	担当者	愛 知 広	電話番号 052-972-2734

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

高彩度色 （彩度12を超える色） の使用 基準36～37	☐ 無 ☒ 有			☐	
	有の場合	色名	彩度	表示内容	
		赤	13.6	テナント名	
☒ 彩度14を超える色は使用しない				☐	
照明など （電光表示装置を含む） 基準41	「点滅する広告物」、「輝度に変化する広告物」、「表示に動きのある広告物」など ☒ 無 ☐ 有				
	有の場合	☐ 速度を緩やかなものとする			☐
音響を伴う広告物 基準44	☒ 音響を伴う広告物は設置しない				☐

【屋外広告物の種類ごと】

壁面広告 基準47	☐ 無 ☒ 有						
	有の場合 1 枚	壁面積が					☐
		$\square (B) + (C) \leq (A) \times 1/10$ 100㎡以上の場合 → または					
		$\square (B) + (C) \leq 30\text{㎡}$					
		100㎡未満の場合 → $\square (B) + (C) \leq (A) \times 3/10$					
		北 面 面 面					
		(A) 壁面積 167 ㎡ ㎡ ㎡					
(B) 既設の壁面広告 1 枚 5 ㎡ 枚 ㎡ 枚 ㎡							
(C) 新設の壁面広告 1 枚 21 ㎡ 枚 ㎡ 枚 ㎡							
突出広告 基準49	☐ 無 ☒ 有						
	有の場合 1 基	☒ 突出幅は建築物の壁面から1m以下					☐
置き看板 広告旗など 基準54	☒ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない					☐	

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☐
	☒ 有 （ ☒ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する ）	

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

壁面広告の文字の量を減らすよう指摘があった。

指摘事項への対応

情報の整理を行い、壁面広告の内容を減らした。

計画名称（件名）			
行為地	区		
連絡先	会社・部署名		
	担当者		電話番号

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

高彩度色 (彩度12を超える色) の使用 基準36～37	□ 無 □ 有		□	
	有の場合	色名	彩度	表示内容
□ 彩度14を超える色は使用しない			□	
音響を伴う広告物 基準44	□ 音響を伴う広告物は設置しない		□	

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準46	□ 無 □ 有						
	有の場合	□ 骨組み、支柱などの構造体が目立たない	□				
壁面広告 基準47	□ 無 □ 有						
	有の場合	壁面積が		□			
		100㎡以上の場合 → または					
		□ (B) + (C) ≤ (A) × 1/10					
		□ (B) + (C) ≤ 30㎡					
		100㎡未満の場合 → □ (B) + (C) ≤ (A) × 3/10					
		面	面	面			
	(A) 壁面積	㎡	㎡	㎡			
	(B) 既設の壁面広告	枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡
	(C) 新設の壁面広告	枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡
突出広告 基準49～51	□ 無 □ 有						
	有の場合	□ 突出幅は建築物の壁面から1m以下		□			
		□ 列状にまとめて設置		□			
		下端の高さ □ 4.5m以上 □ 2.5m以上4.5m未満 ⇒ 1つの表示面の表示面積 ㎡ ≤ 1㎡		□			
置き看板 広告旗など 基準54	□ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない		□				

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	□ 無		□
	□ 有 （ □ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する ）		

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

指摘事項への対応

計画名称（件名）	名古屋〇〇ビル テナント広告の設置		
行為地	千種 区 今池一丁目〇〇－〇		
連絡先	会社・部署名	丸ハデザインオフィス	
	担当者	愛 知 広	電話番号 052-972-2734

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

高彩度色 (彩度12を超える色) の使用 基準36～37	☐ 無 ☒ 有			☐
	有の場合	色名	彩度	表示内容
		赤	13.6	テナント名
☒ 彩度14を超える色は使用しない				☐
音響を伴う広告物 基準44	☒ 音響を伴う広告物は設置しない			☐

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 基準46	☐ 無 ☒ 有			☐
	有の場合 1 基	☒ 骨組み、支柱などの構造体が目立たない		☐
壁面広告 基準47	☐ 無 ☒ 有			☐
	有の場合 1 枚	壁面積が		
		$\square (B) + (C) \leq (A) \times 1/10$ 100㎡以上の場合 → または		
		☒ $(B) + (C) \leq 30\text{㎡}$		
		100㎡未満の場合 → $\square (B) + (C) \leq (A) \times 3/10$		
	(A) 壁面積	167 ㎡	㎡	㎡
	(B) 既設の壁面広告	1 枚 5 ㎡	枚 ㎡	枚 ㎡
	(C) 新設の壁面広告	1 枚 21 ㎡	枚 ㎡	枚 ㎡
突出広告 基準49～51	☐ 無 ☒ 有			☐
	有の場合 1 基	☒ 突出幅は建築物の壁面から1m以下		
		☒ 列状にまとめて設置		
		下端の高さ $\square$ 4.5m以上 ☒ 2.5m以上4.5m未満 ⇒ 1つの表示面の表示面積 $0.9 \text{ ㎡} \leq 1 \text{ ㎡}$		
置き看板 広告旗など 基準54	☒ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない			☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無 ☒ 有 （ ☒ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する ）	☐
----------------	--	--------------------------

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

壁面広告の文字の量を減らすよう指摘があった。

指摘事項への対応

情報の整理を行い、壁面広告の内容を減らした。

計画名称（件名）			
行為地	区		
連絡先	会社・部署名		
	担当者		電話番号

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

彩度14を超える色の使用 基準38	□ 無 □ 有			□
	有の場合	色名	彩度	表示内容
□ 彩度14を超える色は、注意して使用する				□
音響を伴う広告物 基準44	□ 音響を伴う広告物は設置しない			□

【屋外広告物の種類ごと】

突出広告 基準49	□ 無 □ 有			□
	有の場合 基	□ 突出幅は建築物の壁面から1m以下		
置き看板 広告旗など 基準54	□ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない			□

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	□ 無			□
	□ 有 （ □ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する ）			

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

--

指摘事項への対応

--

計画名称（件名）	テナント広告の設置		
行為地	千種 区 今池一丁目〇〇－〇		
連絡先	会社・部署名	丸ハデザインオフィス	
	担当者	愛 知広	電話番号 052-972-2734

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

彩度14を超える色の使用 基準38	☐ 無 ☒ 有			☐
	有の場合	色名	彩度	表示内容
		赤	15.9	テナント シンボルマーク
☒ 彩度14を超える色は、注意して使用する				☐
音響を伴う広告物 基準44	☒ 音響を伴う広告物は設置しない			☐

【屋外広告物の種類ごと】

突出広告 基準49	☐ 無 ☒ 有			☐
	有の場合 1 基	☒ 突出幅は建築物の壁面から1m以下		
置き看板 広告旗など 基準54	☒ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない			☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無			☐
	☒ 有 (☒ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)			

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

突出広告の文字の量を減らすよう指摘があった。

指摘事項への対応

情報の整理を行い、内容を減らした。

計画名称（件名）			
行為地	区		
連絡先	会社・部署名		
	担当者		電話番号

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

自家用広告物該当 基準36	□ 該当 □ 非該当			□	
地上からの高さ 基準37	地上から10mを □ 超えない □ 超える			□	
色彩 基準39 基準40	□ 彩度14を超える色は使用しない			□	
	彩度6超の色の使用 □ 無 □ 有			□	
	有の場合	色名	彩度	彩度12超	表示内容
				□	
				□	
				□	
				□	
□ 彩度6を超える色は地色に使用しない			□		
□ 表示面積の2/3（約67％）以上は彩度6以下 ⇒ 彩度6以下の部分			% □		
※図面上に彩度とその面積割合を記載してください					
照明・音響 基準43	□ 点滅する広告物、輝度に変化する広告物、音響を伴う広告物は設置しない			□	
電光表示装置 基準45	□ 電光表示装置は設置しない			□	

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 壁面広告	屋上広告 基準46	□ 無 □ 有		□ 1つの表示面の表示面積は2㎡以下で、下端の高さが5m以下	□				
		有の場合	基						
	壁面広告 基準47	□ 無 □ 有		□ 1つの表示面の表示面積は2㎡以下	□				
		有の場合	枚						
	数量 基準49		面	面	面				
	(A) 既設の	屋上 壁面	広告	枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡
				枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡
	(B) 新設の	屋上 壁面	広告	枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡
枚				㎡	枚	㎡	枚	㎡	
□ (A) + (B) ≤ 5㎡								□	
突出広告 基準51～56	□ 無 □ 有								
	有の場合 基	□ 道路上空に突き出さない						□	
		□ 突出幅は建築物の壁面から1m以下						□	
		□ 1つの表示面の表示面積は0.5㎡以下						□	
		□ 下端の高さ2.5m以上						□	
		□ 一壁面には一列にまとめて設置（□ ただし書適用）						□	

【屋外広告物の種類ごと（つづき）】

地上広告 基準57～60	☐ 無 ☐ 有	
	有の場合 基	☐ 地上からの高さは6m以下 ☐
		☐ 1つの側面の表示面積の合計は2㎡以下 ☐
		☐ 道路境界線から3m以内の区域に設置 ⇒ 表示面積の合計 ㎡ ≤ 8㎡ ☐
		☐ 道路上空へ突き出さない ☐
景観重要建造物などの周辺 基準61	景観重要建造物などが周辺にある場合 ☐ 景観重要建造物などとの調和に配慮する ☐	
道路上の 広告物 基準62	道路上の電柱、街路灯、消火栓標識、広域避難所誘導標識、バス停留所上屋に設置する場合 ☐ ☐ その設置する目的以外の広告物を表示しない	
置き看板 広告旗など 基準63	☐ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない ☐	

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☐
	☐ 有 （ ☐ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する ）	

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

--

指摘事項への対応

--

計画名称（件名）	〇〇〇ビル 広告物の新設		
行為地	東 区 主税町3丁目〇〇－〇		
連絡先	会社・部署名	丸ハデザインオフィス	
	担当者	愛 知 広	電話番号 052-972-2734

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

自家用広告物該当 基準36	☑ 該当 □ 非該当			□	
地上からの高さ 基準37	地上から10mを ☑ 超えない □ 超える			□	
色彩 基準39 基準40	☑ 彩度14を超える色は使用しない			□	
	彩度6超の色の使用 □ 無 ☑ 有			□	
	有の場合	色名	彩度	彩度12超	表示内容
		青	10.3	□	社名
				□	
				□	
				□	
☑ 彩度6を超える色は地色に使用しない			□		
☑ 表示面積の2/3（約67％）以上は彩度6以下 ⇒ 彩度6以下の部分			81 % □		
※図面上に彩度とその面積割合を記載してください					
照明・音響 基準43	☑ 点滅する広告物、輝度に変化する広告物、音響を伴う広告物は設置しない			□	
電光表示装置 基準45	☑ 電光表示装置は設置しない			□	

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 壁面広告	屋上広告 基準46	☑ 無 □ 有		□ 1つの表示面の表示面積は2㎡以下で、下端の高さが5m以下	□				
		有の場合	基						
	壁面広告 基準47	□ 無 ☑ 有		☑ 1つの表示面の表示面積は2㎡以下	□				
		有の場合	1枚						
	数量 基準49		北	面	面	面			
	(A) 既設の	屋上 壁面	広告	0枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡
				0枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡
	(B) 新設の	屋上 壁面	広告	0枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡
1枚				1.3㎡	枚	㎡	枚	㎡	
☑ (A) + (B) ≤ 5㎡				□					
突出広告 基準51～56	□ 無 ☑ 有								
	有の場合 1基	☑ 道路上空に突き出さない			□				
		☑ 突出幅は建築物の壁面から1m以下			□				
		☑ 1つの表示面の表示面積は0.5㎡以下			□				
		☑ 下端の高さ2.5m以上			□				
		☑ 一壁面には一列にまとめて設置（□ ただし書適用）			□				

【屋外広告物の種類ごと（つづき）】

地上広告 基準57～60	☐ 無 ☒ 有	
	有の場合 1 基	☒ 地上からの高さは6m以下 ☐
		☒ 1つの側面の表示面積の合計は2㎡以下 ☐
		☒ 道路境界線から3m以内の区域に設置 ⇒ 表示面積の合計 $1.6 \text{ m}^2 \leq 8 \text{ m}^2$ ☐
		☒ 道路上空へ突き出さない ☐
景観重要建造物などの周辺 基準61	景観重要建造物などが周辺にある場合 ☒ 景観重要建造物などとの調和に配慮する ☐	
道路上の 広告物 基準62	道路上の電柱、街路灯、消火栓標識、広域避難所誘導標識、バス停留所上屋に設置する場合 ☐ その設置する目的以外の広告物を表示しない ☐	
置き看板 広告旗など 基準63	☒ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない ☐	

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☐
	☒ 有 （ ☒ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する ）	

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

壁面広告は文字の量を減らすよう指摘あり。

指摘事項への対応

壁面広告も文字数を減らし、ビルに付く広告全体をイメージし一つの広告が突出して目立たないようバランスに配慮した。

計画名称（件名）			
行為地	区		
連絡先	会社・部署名		
	担当者		電話番号

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

自家用広告物該当 基準36	☐ 該当 ☐ 非該当			☐	
地上からの高さ 基準37	地上から10mを ☐ 超えない ☐ 超える			☐	
色彩 基準39 基準40	☐ 彩度14を超える色は使用しない			☐	
	彩度6超の色の使用 ☐ 無 ☐ 有			☐	
	有の場合	色名	彩度	彩度12超	表示内容
				☐	
				☐	
				☐	
				☐	
☐ 彩度6を超える色は地色に使用しない			☐		
☐ 表示面積の2/3（約67%）以上は彩度6以下 ⇒ 彩度6以下の部分 %			☐		
※図面上に彩度とその面積割合を記載してください					
照明・音響 基準43	☐ 点滅する広告物、輝度に変化する広告物、音響を伴う広告物は設置しない			☐	
電光表示装置 基準45	☐ 電光表示装置は設置しない			☐	

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 壁面広告	屋上広告 基準46	☐ 無 ☐ 有		☐	
		有の場合 基	☐ 1つの表示面の表示面積は2㎡以下で、下端の高さが5m以下		
	壁面広告	☐ 無 ☐ 有 （ 枚）		☐	
	数量 基準50	面	面	面	
	(A) 壁面積	㎡	㎡	㎡	
	(B) 既設の 屋上 壁面 広告	枚	㎡	枚	㎡
		枚	㎡	枚	㎡
	(C) 新設の 屋上 壁面 広告	枚	㎡	枚	㎡
		枚	㎡	枚	㎡
	壁面積が				
100㎡以上の場合 ⇨ ☐ (B) + (C) ≤ (A) × 1/20				☐	
100㎡未満の場合 ⇨ ☐ (B) + (C) ≤ 5㎡				☐	

【屋外広告物の種類ごと（つづき）】

突出広告 基準52～56	☐ 無 ☐ 有		
	有の場合 基	☐ 突出幅は建築物の壁面から1m以下	☐
		☐ 1つの表示面の表示面積は1㎡以下	☐
		☐ 下端の高さ2.5m以上	☐
		☐ 一壁面には一列にまとめて設置 (☐ ただし書適用)	
地上広告 基準57～60	☐ 無 ☐ 有		
	有の場合 基	☐ 地上からの高さは6m以下	☐
		☐ 1つの側面の表示面積の合計は2㎡以下	☐
		☐ 道路境界線から3m以内の区域に設置 ⇒ 表示面積の合計 ㎡ ≤ 8㎡	☐
		道路上空へ突き出す場合 ☐ 下端の高さ2.5m以上	☐
景観重要建造物などの周辺 基準61	景観重要建造物などが周辺にある場合 ☐ 景観重要建造物などとの調和に配慮する		☐
道路上の 広告物 基準62	道路上の電柱、街路灯、消火栓標識、広域避難所誘導標識、バス停留所上屋に設置する場合 ☐ その設置する目的以外の広告物を表示しない		☐
置き看板 広告旗など 基準63	☐ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない		☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	(☐ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)	☐
	☐ 有		

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

--

指摘事項への対応

--

計画名称（件名）	〇〇〇ビル 広告物の新設		
行為地	東 区 主税町3丁目〇〇－〇		
連絡先	会社・部署名	丸ハデザインオフィス	
	担当者	愛 知 広	電話番号 052-972-2734

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

自家用広告物該当 基準36	☑ 該当 □ 非該当			□
地上からの高さ 基準37	地上から10mを ☑ 超えない □ 超える			□
色彩 基準39	☑ 彩度14を超える色は使用しない			□
基準40	彩度6超の色の使用 □ 無 ☑ 有			□
有の場合	色名	彩度	彩度12超	表示内容
	青	10.3	□	社名
			□	
			□	
			□	
	☑ 彩度6を超える色は地色に使用しない			□
☑ 表示面積の2/3（約67％）以上は彩度6以下 ⇒ 彩度6以下の部分			81 % □	
※図面上に彩度とその面積割合を記載してください				
照明・音響 基準43	☑ 点滅する広告物、輝度に変化する広告物、音響を伴う広告物は設置しない			□
電光表示装置 基準45	☑ 電光表示装置は設置しない			□

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 壁面広告	屋上広告 基準46	□ 無 ☑ 有				□
	有の場合 1 基	☑ 1つの表示面の表示面積は2㎡以下で、下端の高さが5m以下				
	壁面広告	□ 無 ☑ 有 （ 1 枚）				□
	数量 基準50	東 面		面		面
	(A) 壁面積	88.2 m ²		m ²	m ²	
	(B) 既設の 屋上 壁面 広告	0 枚	m ²	枚	m ²	枚 m ²
		0 枚	m ²	枚	m ²	枚 m ²
	(C) 新設の 屋上 壁面 広告	1 枚	0.78 m ²	枚	m ²	枚 m ²
		1 枚	1.3 m ²	枚	m ²	枚 m ²
	壁面積が					
100㎡以上の場合 → □ (B) + (C) ≤ (A) × 1/20 □						
100㎡未満の場合 → ☑ (B) + (C) ≤ 5㎡ □						

【屋外広告物の種類ごと（つづき）】

突出広告 基準52～56	☐ 無 ☒ 有		
	有の場合 1 基	☒ 突出幅は建築物の壁面から1m以下	☐
		☒ 1つの表示面の表示面積は1㎡以下	☐
		☒ 下端の高さ2.5m以上	☐
		☒ 一壁面には一列にまとめて設置 (☐ ただし書適用)	
地上広告 基準57～60	☐ 無 ☒ 有		
	有の場合 1 基	☒ 地上からの高さは6m以下	☐
		☒ 1つの側面の表示面積の合計は2㎡以下	☐
		☒ 道路境界線から3m以内の区域に設置 ⇒ 表示面積の合計 1.6 m² ≤ 8 m²	☐
		道路上空へ突き出す場合 ☒ 下端の高さ2.5m以上	☐
景観重要建造物などの周辺 基準61	景観重要建造物などが周辺にある場合 ☒ 景観重要建造物などとの調和に配慮する		☐
道路上の 広告物 基準62	道路上の電柱、街路灯、消火栓標識、広域避難所誘導標識、バス停留所上屋に設置する場合 ☐ その設置する目的以外の広告物を表示しない		☐
置き看板 広告旗など 基準63	☒ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない		☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無		☐
	☒ 有 (☒ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)		

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

壁面広告は文字の量を減らすよう指摘あり。

指摘事項への対応

壁面広告も文字数を減らし、ビルに付く広告全体をイメージし一つの広告が突出して目立たないようバランスに配慮した。

計画名称（件名）			
行為地	区		
連絡先	会社・部署名		
	担当者		電話番号

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

自家用広告物該当 基準36	□ 該当 □ 非該当			□
高彩度色 （彩度12を 超える色） の使用 基準38、39	□ 無 □ 有 → □ 彩度14を超える色は使用しない			□
	有の場合	色名	彩度	表示内容
照明・音響 基準43	□ 点滅する広告物、輝度に変化する広告物、音響を伴う広告物は設置しない			□
電光表示装置 基準45	□ 電光表示装置は設置しない			□

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 壁面広告	屋上広告 基準46	□ 無 □ 有		□			
		有の場合 基	□ 1つの表示面の表示面積は2㎡以下で、下端の高さが5m以下				
	壁面広告	□ 無 □ 有 （ 枚）			□		
	数量	基準50	面	面	面		
	(A) 壁面積		㎡	㎡	㎡		
	(B) 既設の	屋上 壁面	広告	枚	㎡	枚	㎡
				枚	㎡	枚	㎡
	(C) 新設の	屋上 壁面	広告	枚	㎡	枚	㎡
				枚	㎡	枚	㎡
	壁面積が						
100㎡以上の場合 → □ (B) + (C) ≤ (A) × 1/20				□			
100㎡未満の場合 → □ (B) + (C) ≤ 5㎡				□			
突出広告 基準52～56	□ 無 □ 有						
	有の場合 基	□ 突出幅は建築物の壁面から1m以下			□		
		□ 1つの表示面の表示面積は1㎡以下			□		
		□ 下端の高さ2.5m以上			□		
		□ 一壁面には一列にまとめて設置 （ □ ただし書適用）			□		

【屋外広告物の種類ごと（つづき）】

地上広告 基準57～60	☐ 無 ☐ 有		
	有の場合 基	☐ 地上からの高さは6m以下	☐
		☐ 1つの側面の表示面積の合計は2㎡以下	☐
		☐ 道路境界線から3m以内の区域に設置 ⇒ 表示面積の合計 ㎡ ≤ 8㎡	☐
		道路上空へ突き出す場合 ☐ 下端の高さ2.5m以上	☐
景観重要建造物などの周辺 基準61	景観重要建造物などが周辺にある場合 ☐ 景観重要建造物などとの調和に配慮する		☐
道路上の 広告物 基準62	道路上の電柱、街路灯、消火栓標識、広域避難所誘導標識、バス停留所上屋に設置する場合 ☐ その設置する目的以外の広告物を表示しない		☐
置き看板 広告旗など 基準63	☐ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない		☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☐
	☐ 有 (☐ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)	

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

--

指摘事項への対応

--

計画名称（件名）	〇〇〇ビル 広告物の新設		
行為地	東 区 主税町3丁目〇〇－〇		
連絡先	会社・部署名	丸ハデザインオフィス	
	担当者	愛 知 広	電話番号 052-972-2734

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

自家用広告物該当 基準36	☒ 該当 ☐ 非該当			☐
高彩度色 （彩度12を 超える色） の使用 基準38、39	☐ 無 ☒ 有 → ☒ 彩度14を超える色は使用しない			☐
	有の場合	色名	彩度	表示内容
		青	12.3	社名
照明・音響 基準43	☒ 点滅する広告物、輝度に変化する広告物、音響を伴う広告物は設置しない			☐
電光表示装置 基準45	☒ 電光表示装置は設置しない			☐

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 壁面広告 数量 基準50	屋上広告 基準46	☐ 無 ☒ 有					☐
		有の場合 1 基	☒ 1つの表示面の表示面積は2㎡以下で、下端の高さが5m以下				☐
	壁面広告	☐ 無 ☒ 有	（ 1 枚）				☐
	(A) 壁面積	88.2 ㎡		㎡	㎡	㎡	
	(B) 既設の 屋上 壁面 広告	0 枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡
		0 枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡
	(C) 新設の 屋上 壁面 広告	1 枚	0.78 ㎡	枚	㎡	枚	㎡
		1 枚	1.3 ㎡	枚	㎡	枚	㎡
	壁面積が						
	100㎡以上の場合 → ☐ (B) + (C) ≤ (A) × 1/20						☐
100㎡未満の場合 → ☒ (B) + (C) ≤ 5㎡						☐	
突出広告 基準52～56	☐ 無 ☒ 有						
	有の場合 1 基	☒ 突出幅は建築物の壁面から1m以下					☐
		☒ 1つの表示面の表示面積は1㎡以下					☐
		☒ 下端の高さ2.5m以上					☐
		☒ 一壁面には一列にまとめて設置 （ ☐ ただし書適用）					☐

【屋外広告物の種類ごと（つづき）】

地上広告 基準57～60	☐ 無 ☒ 有		
	有の場合 1 基	☒ 地上からの高さは6m以下	☐
		☒ 1つの側面の表示面積の合計は2㎡以下	☐
		☒ 道路境界線から3m以内の区域に設置 ⇒ 表示面積の合計 $1.6 \text{ m}^2 \leq 8 \text{ m}^2$	☐
		道路上空へ突き出す場合 ☒ 下端の高さ2.5m以上	☐
景観重要建造物などの周辺 基準61	景観重要建造物などが周辺にある場合 ☒ 景観重要建造物などとの調和に配慮する		☐
道路上の 広告物 基準62	道路上の電柱、街路灯、消火栓標識、広域避難所誘導標識、バス停留所上屋に設置する場合 ☐ その設置する目的以外の広告物を表示しない		☐
置き看板 広告旗など 基準63	☒ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない		☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☐
	☒ 有 (☒ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)	

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

壁面広告は文字の量を減らすよう指摘あり。

指摘事項への対応

壁面広告も文字数を減らし、ビルに付く広告全体をイメージし一つの広告が突出して目立たないようバランスに配慮した。

計画名称（件名）			
行為地	西 区		
連絡先	会社・部署名		
	担当者		電話番号

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

自家用広告物該当 基準25	□ 該当 □ 非該当			□	
色彩 基準26 基準27	□ 彩度12を超える色は使用しない			□	
	彩度6超の色の使用 □ 無 □ 有			□	
	有の場合	色名	彩度	表示内容	
	□ 彩度6を超える色は地色に使用しない			□	
	□ 表示面積の1/3（約67%）以上は彩度6以下 ⇒ 彩度6以下の部分 %			□	
	※図面上に彩度とその面積割合を記載してください				
照明・音響 基準28	□ 点滅する広告物、輝度に変化する広告物、音響を伴う広告物は設置しない			□	
電光表示装置 基準29	□ 電光表示装置は設置しない □ ただし書適用			□	

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 壁面広告	屋上広告 基準30	□ 無 □ 有		□				
		有の場合 基	□ 1つの表示面の表示面積は2㎡以下で、下端の高さが5m以下					
	壁面広告 基準31	□ 無 □ 有		□				
		有の場合 枚	□ 1つの表示面の表示面積は2㎡以下					
	数量 基準49	面	面	面				
	(A) 既設の	屋上 広告	枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡
		壁面 広告	枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡
	(B) 新設の	屋上 広告	枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡
		壁面 広告	枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡
	□ (A) + (B) ≤ 各面につき5㎡							□
突出広告 基準33～35	□ 無 □ 有							
	有の場合 基	□ 道路上空に突き出さない					□	
		□ 突出幅は建築物の壁面から1m以下					□	
		□ 1つの表示面の表示面積は0.5㎡以下					□	

【屋外広告物の種類ごと（つづき）】

地上広告 基準36～38	☐ 無 ☐ 有		
	有の場合 基	☐ 地上からの高さは4m以下	☐
		☐ 1つの側面の表示面積の合計は2㎡以下	☐
		☐ 道路境界線から3m以内の区域に設置 ⇒ 表示面積の合計 ㎡ ≤ 5㎡	☐
		☐ 道路上空へ突き出さない	☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無	☐ 有 （ ☐ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する ）	☐
	☐		

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

--

指摘事項への対応

--

計画名称（件名）	〇〇事務所 広告物の新設		
行為地	西 区 那古野一丁目〇ー〇		
連絡先	会社・部署名	丸ハデザインオフィス	
	担当者	愛 知 広	電話番号 052-972-2734

該当する項目の□に、チェック☑をしてください。

【共通事項】

自家用広告物該当 基準25	☑ 該当 □ 非該当			□
色彩 基準26 基準27	☑ 彩度12を超える色は使用しない			□
	彩度6超の色の使用 ☑ 無 □ 有			□
	有の場合	色名	彩度	表示内容
		青	10.3	事務所名
	☑ 彩度6を超える色は地色に使用しない			□
	☑ 表示面積の1/3（約67%）以上は彩度6以下 ⇒ 彩度6以下の部分 81 %			□
※図面上に彩度とその面積割合を記載してください				
照明・音響 基準28	☑ 点滅する広告物、輝度が変わる広告物、音響を伴う広告物は設置しない			□
電光表示装置 基準29	☑ 電光表示装置は設置しない □ ただし書適用			□

【屋外広告物の種類ごと】

屋上広告 壁面広告	屋上広告 基準30	☑ 無 □ 有		□				
		有の場合 基	□ 1つの表示面の表示面積は2㎡以下で、下端の高さが5m以下					
	壁面広告 基準31	□ 無 ☑ 有		□				
		有の場合 1枚	☑ 1つの表示面の表示面積は2㎡以下					
	数量 基準49		西 面	東 面	面			
	(A) 既設の	屋上 壁面 広告	枚	㎡	枚	㎡	枚	㎡
			枚	㎡	1枚	0.9 ㎡	枚	㎡
	(B) 新設の	屋上 壁面 広告	枚	㎡	1枚	1.2 ㎡	枚	㎡
			1枚	1.8 ㎡	枚	㎡	枚	㎡
	□ (A) + (B) ≤ 各面につき5㎡							□
突出広告 基準33～35	□ 無 ☑ 有							
	有の場合 1基	☑ 道路上空に突き出さない					□	
		☑ 突出幅は建築物の壁面から1m以下					□	
		☑ 1つの表示面の表示面積は0.5㎡以下					□	

【屋外広告物の種類ごと（つづき）】

地上広告 基準36～38	☐ 無 ☒ 有		
	有の場合 基	☒ 地上からの高さは4m以下	☐
		☒ 1つの側面の表示面積の合計は2㎡以下	☐
		☒ 道路境界線から3m以内の区域に設置 ⇒ 表示面積の合計 1.6 ㎡ ≤ 5㎡	☐
		☒ 道路上空へ突き出さない	☐

【表示内容等を3ヶ月以内ごとに変更するとして許可申請するもの】

3ヶ月以内 ごとの変更	☐ 無		☐
	☒ 有 (☒ 表示内容等を変更する際も景観形成基準を遵守する)		

景観アドバイザー及び名古屋市からの指摘事項

壁面広告の文字の量を減らすよう指摘

指摘事項への対応

壁面広告の文字を減らし、広告全体のバランスを調整した。